

する請願(笠浩史君紹介)(第二八五五号) 同(水島広子君紹介)(第二九七五号) パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願 (御法川信英君紹介)(第二八五八号) 医療費負担軽減、介護保険に関する請願(古本 伸一郎君紹介)(第二八六七号) てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する 請願(中根康浩君紹介)(第二八七六号) 同(山口富男君紹介)(第二九七七号) 改悪年金法の実施中止に関する請願(佐々木憲 昭君紹介)(第二九六六号) 介護保険に関する請願(肥田美代子君紹介)(第 二九六七号) 同(古本伸一郎君紹介)(第二九六八号) 介護保険の改善に関する請願(古本伸一郎君紹 介)(第二九六九号) 乳幼児医療費助成への国保国庫負担減額調整の 廃止に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二九 七〇号) BSE全頭検査を維持し、アメリカ産牛肉の輸 入再開をしないことに関する請願(山口富男君 紹介)(第二九七一号) 年金法の実施中止に関する請願(赤嶺政賢君紹 介)(第二九七二号) 同(志位和夫君紹介)(第二九七三号) HAM及びHTLV-1ウイルス感染症の対策 強化に関する請願(水島広子君紹介)(第二九七 四号) 混合診療の解禁反対、特定療養費制度の拡大反 対に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二九七六 号) 無認可保育所への公的助成等に関する請願(水 島広子君紹介)(第二九七八号) 精神障害者通院医療費公費負担制度に関する請 願(志位和夫君紹介)(第二九七九号) 同(山口富男君紹介)(第二九八〇号) 同(吉井英勝君紹介)(第二九八一号) パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請 願(赤嶺政賢君紹介)(第二九八三号)	同(石井郁子君紹介)(第二九八四号) 同(穀田恵二君紹介)(第二九八五号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第二九八六号) 同(志位和夫君紹介)(第二九八七号) 乳幼児医療費無料制度の創設に関する請願(赤 嶺政賢君紹介)(第二九八八号) 同(石井郁子君紹介)(第二九八九号) 同(山口富男君紹介)(第二九九〇号) 進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願(山口 富男君紹介)(第二九九一号) 障害者自立支援法案反対に関する請願(穀田恵 二君紹介)(第二九九二号) 障害者自立支援法案審議に関する請願(東門美 津子君紹介)(第三〇一二号) は本委員会に付託された。 六月十四日 医療の情報化等に関する陳情書(岐阜市数田南 五の四の五三川合良樹)(第一四八号) 医師確保対策等に関する陳情書外一件(静岡市 葵区追手町九の六石川嘉延外十名)(第一四九 号) 国における乳幼児医療費制度の創設等に関する 陳情書(鹿児島市山下町一の一上門秀彦)(第 一五〇号) 国民年金改正に関する陳情書(東京都立川市曙 町三の三九の一 五十嵐和夫)(第一五一号) 抗がん剤治療の充実等に関する陳情書外一件 (山口市滝町一の一島田明外十四名)(第一五二 号) 効率的で効果の高い医療制度の確立等に関する 陳情書(高知市本町五の一の四五尾崎武志)(第 一五三号) 高齢者虐待防止法の制定に関する陳情書(東京 都新宿区西新宿二の八の一内田茂外九名)(第 一五四号) 少子化対策の着実な取り組みに関する陳情書外 一件(津市広明町一三岩名秀樹外八名)(第一五 五号)	障害者自立支援法案審議に関する陳情書外二件 (東京都新宿区山吹町一三〇安藤豊喜外二名) (第一五六号) 精神科通院医療費の自己負担引き上げ中止に関 する陳情書(京都市中京区壬生東高田町一の九 木村敏之外五十九名)(第一五七号) 大学病院における医療等に関する陳情書(北海 道紋別市緑町三の五の三三副島治之)(第一五八 号) 同日 大阪厚生年金病院ならびに星ヶ丘厚生年金病院 の機能維持に関する意見書(大阪府議会)(第六 七〇五号) 高齢者虐待防止法の早急な制定を求める意見書 (静岡県浜松市議会)(第六七〇六号) 障害者自立支援法案に関する意見書(京都市議 会)(第六七〇七号) 障害者自立支援法案の充実に関する意見書(大 阪府議会)(第六七〇八号) 障害者自立支援法案に関する意見書(大阪市議 会)(第六七〇九号) 米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める意見書(北海道上磯町議 会)(第六七一〇号) 米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める意見書(北海道土士幌町 議会)(第六七一一号) は本委員会に参考送付された。	この際、お諮りいたします。 本案審査のため、本日、政府参考人として厚生 労働省医政局長岩尾總一郎君、健康局長田中慶司 君、職業安定局長青木功君、年金局長渡辺芳樹 君、政策統括官井口直樹君、社会保険庁長官村瀬 清司君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を 求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異 議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。 ○鴨下委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。丸谷佳織君。 ○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷 佳織でございます。 本厚生労働委員会におきまして質問の時間を ちようだいいたしましたことを、心より感謝申し 上げます。 本法律案の提出の経緯から考えまして、法案の 趣旨、また内容について、賛成の立場から幾つか 質問をさせていただきたいと思っております。 年金資金等への損失の最小化を図っていくとい うことから、施設譲渡の対象となっており、病 院以外の年金福祉施設は二百六十一でございま して、一般競争入札により売却されることとなっ ております。この二百六十一施設、そもそもは、年 金保険料を財源として、被保険者、また、より 広くは国民の福利厚生の上を目的にして設置 されたものというふうに理解をしている次第でござ いますけれども、時代の移り変わり、そして生 活環境の変化等により、設置当初の目的、その役 割を完全に終えたと判断をできる施設がある一方 で、利用率等から見て、地域に必要とされてい る、いわば今もって担う役割が大きい施設もある のではないかとこのように考えております。 この病院以外の二百六十一の福祉施設におきま して、公益的役割の差異があるのではないかとい うことに関して、まず厚生労働省の見解をお伺い
--	---	---	--

させていただきますと思います。

○西副大臣 お答え申し上げます。

この年金福祉施設等の役割につきましては、先生御指摘のように、被保険者、受給者等の健康の保持増進、それから福祉の向上等、また長期にわたって保険料を納めていただく被保険者に対する福祉の還元というようなことを目的として、今まで多くの皆さんに利用をしていただいておりますので、そのことを通じて一定の役割を果たしてきたというふうに認識しております。

また、各施設の現在置かれている状況に関しましては、これは、その設置されている地域の実情に応じてさまざまな状況があります。そういう意味で、地域から存続の要望が寄せられている施設も少なくないということを考えてみても、そういう地元の皆さんのニーズも依然として高いところもあるということは、私どもも、同様、先生の御指摘のように考えているところでございます。

しかしながら、近年のこの年金の制度をめぐりまして、厳しい財政状況、それから施設を取り巻く社会環境、またニーズ等の変化によりまして、今後は保険料を年金福祉施設に投入しない、それから年金資金等への損失を最小化する、こういう考え方に立ちまして、今回それらの施設の廃止、譲渡を決定したものでございます。そのこともあわせて御理解をちょうだいできればというふうに思います。

○丸谷委員 今、副大臣に御答弁をいただきましたとおり、今後、そういった施設に対して年金資金を投入していかない、あるいは整理合理化を図っていく、この趣旨、内容は私も十分理解しております。

ただ、副大臣が御指摘になりましたように、地域差がある、地域差があるというよりは施設差があるのではないかとこのように思っております。単純に地域差ということも言えない一つの例として、私の北海道の例で恐縮でございますけれども挙げさせていただきますと、例えば北海道に

は、道南地域にグリーンピア大沼という施設がございます。ここは利用率が非常に低いという状況から考えてみても、当初の目的は達成した、その役割は終わったと言ってもいい施設だというふうに思いますけれども、その一方で、北海道厚生年金会館、さきの委員会で自民党の石崎委員が質問をされていた、また大臣の御答弁も拝見していただいておりますけれども、この北海道厚生年金会館、昭和四十六年に開設をされまして、その年にはこけら落としとして国際オリンピック委員会総会が開催をされました。各国よりオリンピック関係者が集いまして、平和の祭典が行われたという施設でございます。

北海道厚生年金会館におきましては、北日本一を誇る大ホールでございます。二千三百の座席を有しております。これまでの三十三年間、一千五百万人が来場をしております。六千組を超えるアーティストが出演をしております。プロのみならずアマチュア、あるいは新人アーティストの登竜門として、いつか北海道厚生年金会館のステージに立ちたいというような夢を持って、その北海道厚生年金会館に出ることを夢として頑張っているアーティストも多いということから、北海道の文化の殿堂として、広く今でも親しまれている次第でございます。

会館自体は古くなってしまったものの、照明ですとかあるいは音響の設備もしっかりしておりますし、また、奥行きがある舞台、そしてオーケストラピットを持つている唯一のホールということで、バレーですとか、あるいはオペラですとかミュージカル、そういった演目にとっては必要不可欠な施設でもございます。

こういった施設の公益的役割を御理解していただいた上で、施設売却後の施設の用途変更について大臣はどのようにお考えになっているのか、この点について伺いたいと思います。

○尾辻国務大臣 地域におきまして長年にわたり住民の手で形づくられてまいりましたさまざまな今お話しのような文化活動というのは、これは地

域の貴重な財産であると考えております。そして、ただいまお話しになりました北海道厚生年金会館のことは、先日も伺いをいたしました。

こうした中で年金福祉施設の譲渡に当たりましては、これは、与党の方針にもございますので、そうしたものにも沿いまして、年金資金等の損失の最小化を図るという考え方に立ちまして、原則一般競争入札により譲渡するといったしております。これは再三申し上げておまして、御理解いただきたいと存じます。

ただ、年金福祉施設の持つ文化的価値につきましては、地域の地方自治体ともよく相談をいたしまして、地域の文化の拠点として残したいと言っておられるその意向をどのように反映できるか、これはよく検討してみたいと存じますということはお約束を申し上げておるところでございますので、そのように検討もさせていただきたいと存じます。

○丸谷委員 ありがとうございます。

質問の時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきますけれども、一般競争入札ということとは賛成でございます。ただ、その上で、その施設の用途変更について、今後どのように地元の協力、相談しながら考えていただけるのか、この点は引き続き課題として考えていただきたいというふうにお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、中根康浩君。

○中根委員 おはようございます。中根康浩でございます。

まず最初に、本日、尾辻大臣の御都合、郵政特別委員会の方の御都合の中で、質問順を福島豊先生がかわっていただいた、こういった御配慮をいただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。というふうに思います。

まず、本題に入ります前に、実はけさの我が民主党の厚生労働部門会議というところでも議論になったことなんですけれども、特別障害給付金、ことしの四月一日から始まっているもの、これに

つきましてお尋ねしたいと思うんです。せっかく制度ができて、なかなか御利用になっている方が少ないというふう聞いておりますが、現在、今までのところの手続をした人の人数とか、あるいは実際に既に受給が開始された人の人数、あるいは周知、広報、宣伝、そういったものが適切に行われているかどうか、こういったあたりのことにつきまして、御説明をいただきたいと思っております。

○青柳政府参考人 特別障害給付金につきましてはお尋ねでございました。

この五月末日現在の請求書の受け付け件数、全国で五千七百二十八件、そのうち支給決定を受けた方は四百四十七名というふうになっております。ただ、照会の件数そのものは二万八千件以上参っておりますので、これから順次請求書の審査、支給決定という形に結びつけておるとい段階に現在でございます。

法律の公布以降、厚生労働省それから私ども社会保険庁のホームページによる呼びかけをさせていただいたり、市町村の広報誌への掲載、あるいは市区町村の窓口におけるチラシの配布、こういったことを行わせていただきましたが、あわせて、障害者団体の御協力なども得ながら、この制度の周知というものに努めているところでございます。

なお、障害者の方々から照会、先ほど申しましたように、二万八千件からあるわけでございますが、こういった照会をいただきました際には、請求日が属する月の翌月分から手当金が支給されるということになっているから、なるべく早く請求を行っていただきたいということ、それから添付書類がそろわない場合でも、まずは請求書を出していただく、これを受け付けさせていただくというところで説明を行わせていただいておりますし、対応もさせていただいているつもりでございます。

いずれにいたしましても、市区町村の障害福祉担当部局等を通じた周知など、今後もさまざまな

機会をとらえてできる限りの周知に努めてまいりたいと考えております。

○中根委員 ありがとうございます。

該当するかどうかはつきりしない方にも、まずは問い合わせてみてくださいということを経営的に働きかけていただきたいと思います。

それから、例えば学生の無年金、この場合について、前から申し上げておりますように、昼間の学生さんの場合は任意加入だったけれども、夜の学生さんの場合は強制加入であって、今回のこの特定障害給付金の対象にならないということもある。喜んで照会に行ったら、あるいはもういろいろあって、民主党といったしましては、さらなる修正を、拡充をこの制度につきましてはこれから求めていきたい、国会全体で御理解をいただきたいというふうに進めていきたいと思っておりますので、どうぞ厚生労働省におかれましては、引き続きの修正、改善の作業をお願い申し上げておきたいと思っております。よろしく願います。

それでは、今回の機構法案につきましてお尋ねをしてみたい。

どうも選挙をやる身としてしようがないことでもあるんでしょうけれども、まず最初に申し上げておきたいのは、それぞれ地元から要望が出る、これは私も同じなんです、例えば、原則という言葉が先ほどの御答弁の中にもあったんですけれども、原則ということは例外もあるということの中で、声が大きくコネや利権の強い人、まあ与党の皆さん、こういった人が要望したものについては例外扱いして残されちゃうとか、野党が幾らお願いしても、必要性が高いものであっても残されない、一律廃止だということになっちゃう、こういうことがないように、公平公正な取り扱いを、前もってといいますか、まずもってお願いをしておきたい。

僕としては、今回のこの法案につきましては、ある意味評価しているんです。整理の対象となる

ものは三百二十八、最初に思うのは、三百二十八のリストを見て、本当にこれだけよくつくつてきたものだなというふうに感じます。制度スタートからの累計で給付以外に五兆六千億円がこの分野に使われた、すなわち流用された国民は感じていられるわけでありまして。三百七十兆円分の五・六兆円というのは、今まで制度スタートからの分の一・五%に当たるというふうな計算にもなりません。これ以上保険料は給付以外には使わないという原則を持っていたということ、年金財政の健全な維持発展のために基本的に必要な姿勢であらうと思つて、この考え方については私は評価をしていきたいというふうに思います。

そして、昨年度からの社会保険庁に対する国民からの厳しい目は、一方で保険料を去年から見ても十四年間にわたって引き上げ続けていく、その一方で、給付を削減するし、マクロ経済スライドというもので物価スライドも削減をしていく。こういった痛みや負担を国民に押しつけてながら、他方、給付に使われると国民が信じていた掛金が天下一官僚あるいは癒着した業者、企業、そういったところの中抜き、流用、むだ遣いをされていった。天下り、随意契約、監修料がキーワードであつたわけなんですけれども、そういったところのために込まれたブル金、職員の皆さんの宴会とかあるいは不必要なタクシー代、こういったものに充てられていたという国民から見れば信じられないような実態に、さすがに我慢強い国民性であると言われている日本国民全体から大きな怒りの声が発せられたということは、やはり忘れてはいけないうふうなふうに思っています。

公益法人をつくつて、そこに天下つて利権をむさばる、そういった構造が、公的年金制度、少子高齢社会だから危ない、皆さん負担をお願いします、痛みを分かち合ってくださいと言うより前に、むだ遣い、中抜き、流用、そういったものが公的年金制度を傷めていたという実態に対して国民は怒つていたということをやはり忘れてはいけないうふうに繰り返して申し上げたいというふうに思

います。

配付資料がありますので、お目通しをいただきながら議論を進めていきたいと思います。まず、厚生年金に限って申し上げますけれども、実態把握をしておきたいと思つています。

資料の①、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金明細表というものをお手元に配付させていただきます。これをあらんになってわかりますように、平成十七年度につきましては、約五兆二千八百億円の積立金、大幅な減少に現実の問題として今我が国は直面しておるわけでございまして、やはり、むだ遣いをしていられる、掛金以外に使つていく余剰は一切ないというふうに見なければならぬと思つています。

一方で多く、今回の法案、もし通りましたらという言い方はおかしいんですけども、売却がなされましたら、一円でもいい値で買つていただいて年金財政に戻していくことがやはり大切なことであろうと私は考えさせていただいておるわけでございまして。

この表で一つ質問を申し上げておきたいのは、「繰替使用中」という部分なんです。平成十七年度は九兆二千四百九十六億円の繰りかえ使用中の額が予定をされておりますけれども、これは、ずっとさかのぼつてみると、六兆六千億円とか七兆四千億円とか、似たような数字といえども、その数字が違つただけでも相当違つてあります。九兆二千四百九十六億円を手元に残しておくと、一円でも多く運用益を、果実を生み出さなければならぬものだといふふうに思っています。たくさん手元に置いておくといふことは、運用益を、機会費用といふんです、そういうことは、損失するといふことになるわけであります。その一方で、公的年金制度の将来を見渡したときに、あるいは徴収率がなかなか上がつていかないという現状を見たときに、一円でも多くといふますか、少しでも多く手元に残しておかないと、

当局としては不安な思いがあるのかどうか、こういったところ、本来運用益を生み出すものをどうしてこれだけの巨額、手元に置いておくのか、それは厚生労働省の不安のあらわれということであるのかどうか、こういったあたりを質問したいと思います。いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 ただいまお尋ねのございました年金積立金の繰りかえ使用ということでございますが、これは、年金の支払いのための費用が一時的に不足をいたします場合に、その不足分につきましては、積立金をその支払いの財源として一時的に繰りかえて使用するということを意味するものでございます。したがって、繰りかえ使用した額につきましては、当該年度が終了するまでの間には、その後に入つてきた保険料によつて返還をするということが原則となっております。

特に年金につきましては、御存じのように、年度の前半の支払い月、具体的には四月でありますとか六月でありますとか八月、この時期におきましては、保険料が、これは毎月入つてくるわけでございまして、言つてみればまだ十分に確保できていないという状況が生じるために、特にこういった時期において給付費の財源に繰りかえ使用の仕組みを活用しませんと支払いができなくなるというふうなことになるので、その都度、そういう繰りかえで使用するというやり方をとらせていただいております。

なお、これは決して、むだに、私ども、単なる不安を抱えておるといふ性格の経費ではございませんので、例えば年度途中において保険料の収入額が給付費の支出を上回つて現金に余裕が生じるといったようなことが生じた場合には、財務省の財政融資資金に預託をして運用するという形で万全を期しているものでございます。

○中根委員 いずれにいたしまして、国民からの大切な預かり金であるわけでございまして、ぜひとも大切に、慎重に取り扱つていただきたい、そして、運用をうまくやつていただけて、果実をしっかりと実り多きものにしていただきた

い、このことをお願い申し上げておきます。
それから、この機構法案に対することなんですけれども、先週の一日目の質疑の中心は、今の丸谷議員さんのお話もそうだったんですけれども、地域社会において有用なもので一律に廃止対象にするのはけしからぬではないかというふうなものでした。

確かに、この法案の中には、この法案を見ると、廃止するんだからもういいだろうという、何というか、投げやりな感じといいますが、無責任さが透けて見えるわけでありまして。そして、今までの失敗に対する責任をだれもとっていないという点に対して、やはり何か物足りなさといえますが、むなしさみたいなものを感じるわけであり

ます。
社会保険庁のむだ遣いはこの三百二十八の福祉施設だけではないわけです。そういった中でこの三百二十八のリストを見せられると、いや、いかにも抜本的な改革を行っていくんだ、小泉内閣の目玉商品であるかのように感じさせられてしまう、ごまかされてしまうような感じがいたしますけれども、どこかやはり皆さん、議員の皆さんもそうだし、国民の皆さんも釈然としないものをこの法案にみんなが感じているのではないかというふうに思っています。

地域社会に必要な、例えば病院なんかを廃止するということの前に、やることは、廃止の対象に本来すべきものもつとつとたくさんあるのではないかというふうにまず指摘していきたいと思

います。
例えば四十七の社会保険事務局あるいは共同事務センター、昨年も申し上げましたけれども、その家賃も必要以上に高いところに入っている、そういういたものを見直す必要があるのではないかと

いうことはかねてから指摘しているところがございます。
社会保険事務局の賃貸料の総額は、平成十六年度におきまして、約二十一億五千万円ということになりますね。それから、それぞれの事務局に付

随して存在する社会保険事務局事務センターの家賃の平成十六年度の総額は約十五億三千四百万円というふうなことになるわけであり

ます。
今、有識者会議の中でも議論がされている社会保険事務局のブロック化あるいは共同事務センターの整理、統合、廃止、こういったものを積極的に迅速に進めていくことによつて、社会保険病

院の一つや二つ、本当に必要なものをつぶさなくたつていいというぐらいいお金が出てくるわけ

でございますので、この見直しはどのように今行われているか、あるいは、社会保険事務局の高い家賃のところからもう少し安いところに移転をすべきではないか、こういったあたりはどうなつて

いるか、いかがでしょうか。
○青柳政府参考人 まず最初に、賃借料について

の数字について御報告を申し上げます。
事務局あるいは事務センターあるいはレセプト

点検センター、こういったものについて家賃が高いのではないかと御指摘を昨年いただいたところ

でございます。
私ども、平成十七年度の契約更新に際しまして、これらのものにつきました貸主と賃借料の

価格交渉をさせていただきました。その結果の数字を御報告申し上げます、今申し上げました三

つの施設については、十六年度の賃料、十七年の一月現在の賃料でおよそ五十億円の賃料を払つ

ておたわけでございますが、そのうちの五億二千六百万円程度、全体の一〇・三％、これを対前年

度比で引き下げるということが何とか実現しました。
こういった形で事務コストの低減を図りました、効率的な事業運営を図るという観点で、今後とも、価格交渉をきちんと行いまして、なお近隣

という御指摘が今あったところでございます。
この点については、今御紹介のございました有識者会議のお取りまとめの中でも、新しい公的年金制度を運営する組織の中ではこの社会保険事務局を今の都道府県単位からブロック単位に集約化すること、これがうたわれておりまして、平成二十年の秋ごろにはこれを実施する方向で検討しているところでございます。
直ちに前倒しするという点につきましては、実は、昨年の年金制度改正に基づくところの対応というものの、特に年金の給付システムの方については、引き続きまだ大規模な改修をやりながらこれを逐次実施に移していかなければならないという状況にございますので、こういう大きな作業と並行して事務局のブロック化に伴うさまざまな移行措置を講じるということが、なかなか同時並行的には実施することが難しいということ。
あるいは、今回の組織の見直しでは、政府管掌健康保険の仕事と分離いたしまして公法人組織として発足させるということをやつたわけでおるわけでございますが、この部分については、平成二十年の秋ごろまでは、逆に、現在の事務局が行っている事業を続けて、二十年の秋に新たな公法人に切りかえなければならぬということがござい

ますので、二十年秋までは、逆に言えば都道府県単位の組織が必要だということがござい

ます。
したがって、全面的な移行というのは難しいわけでございますが、それまでの間におきましても、事務局の事務の一部は、可能なものからブ

ロック単位に前倒しして集約化するということについては努力をさせていただきますというふう

に考えております。
以上でございます。

○中根委員 やはりやればできるところをお示しいただいておるんだろと思ひます。むしろ、今、政府組織の中で一番大胆に動きがあるのは社会保険庁だろうというふうに思わせていただ

いております。
今申し上げました額は保険料財源から出ておるわけでございます、これで十分かどうかわかりませんけれども、五億二千六百万円が見直されている。やはり大きな額なんです。これはすばらしいことだというふう

に率直に評価を申し上げたいと思ひますし、さらに一層、合理化、効率化にお努めいただけますようにあわせてお願いをしておきたいと思ひ

ます。
まだいっぱいあるんですよ。

例えば、収納率がなかなか思うように目標どおり上がっていない。そういった中で、国民年金推進員あるいはまたさまざまなお仕事をしていた

だいて謝金職員というものがあつて、これも、何十億単位でお金

が保険料財源から人件費として使われているわけなん

ですけれども、こういった国民年金推進員あるいは特別国民年金推進員、謝金職員、こういったものについての見直しをすることによつて保険料の節約ということはい

かがで

しょうか。
○青柳政府参考人 国民年金推進員についての見直しのお尋ねでござ

いました。
国民年金推進員は、御存じのように、訪問先で直接保険料を収納する

という仕事に加えて、地道な納付督促によります納付約束を取りつけること、口座振替を獲得すること、それから免除申請等を受け付けること、あるいはもつと広く年金制度を御説明する、被保険者の方々の御相談をお受けする

ただ、これは私どもの勝手な思いだというふう
に言われるとそれまでなんですが、総務省さんか
ら、国民年金推進員の報酬に今後成果主義の要
素を盛り込むようにという勧告をいただけており
ます。本年十月からは、給与の見直しを行いまし
て、各国民年金推進員の活動実績を評価した上
で、これに応じた給与の五段階格付ということ
を導入させていただきました。

平成十九年度までに低下した国民年金の納付率
を回復させるということが私どもの目標でござい
ますので、国民年金推進員の役割というのは非常
に重いものと考えております。必要不可欠の存在
でもあるというふうにも認識をしておりますので、
ただいま申し上げました活動実績の評価とい
ったようなこと、これを反映した給与、あるいは
は全国レベルできちんと研修を実施することや、
今後は、例えば、成績優秀な国民年金推進員に
対して表彰制度ということでインセンティブを
与える、こういったことを総合的に対応すること
によりまして、能力が最大限に発揮できるように
今後ともきちんと見直しをしてまいりたいと思
っております。

○中根委員 国民年金推進員の導入に伴って、例
えば、昨年、金銭登録機の不正取引というよう
なこともあったわけでありまして、国民年金推
進員の方々に対する業務のあり方、こういったも
のに対する厳しい目は依然として続いているとい
うことで、実績主義、成果主義を導入していく
ことについてはやはり必要なことであろうとい
うふうに思っています。

あるいは謝金職員、特定の業者さん、企業から
のOB、そういった者が謝金職員としていわゆる
小さな天下りをしている、A、B、C、ランクが
あって、特定の会社からの天下りにつきましては
高いランクで高い謝金が払われている、こうい
った実態も以前指摘をさせていただいたところで
ございまして、こういった年金にかかわるさま
ざまな人件費につきましても、引き続き厳しい
チェックを入れていただきたいと思いますというふう

に思います。

続きまして、社会保険事務局長の宿舎、これに
つきまして、やはり廃止、売却、こういったもの
も必要なものがあるかというふうに思っていま
す。そういったことの中で保険料財源の節約とい
うことも可能ではないかと思っておりますけれど
も、全国の社会保険事務局の局長さんの宿舎、こ
れについてはいかがでしょうか。

○青柳政府参考人 社会保険事務局長の借り上げ
の宿舎につきましては、平成十二年の四月にそれ
までの地方事務官制度というものが廃止をされた
ことに伴いまして、それまでは県職員の宿舎を賃
与されていたわけですが、これが貸与されな
くなったということで、国家公務員宿舎として
借り上げざるを得なかったということで対応さ
せていただいたものでございます。

平成十七年の一月時点では、二十四戸、まだ借
り上げ数があつたわけですが、ことしに
入りまして順次解消に努めた結果、既存の国の宿
舎に入居したりしたことによりまして、本年の四
月末をもちまして借り上げは全戸解消したところ
でございます。

○中根委員 やはりこの面でも改革を進めてい
ていただいているというふうに思います。

それからもう一つ、東京と大阪にある配送セン
ター、例えば東京の配送センター、墨田区にある
んですけれども、九千八百万円の建設費、土地の
取得費が約一億四千七百万円、それぞれ厚生年金
保険料、健康保険料から出ている。大阪配送セン
ターは、これは結構立派なものでありまして、五
億六千万円の建設費、土地の取得費が三千八百万
円、それぞれこれも国民年金保険料または国庫を
財源として建設をされておるわけでございます。
東京配送センター、大阪配送センターにつきま
しては、財団法人社会保険健康事業財団という
ところに運営を委託しております。運営を委託さ
れておりますが、社会保険健康事業財団からさら
に、きょうはあえて名前は申し上げませんが、
特定の運送業者に業務は丸投げをされている

というふうな状況でもあるわけでございます。

社会保険健康事業財団が行っている東京配送セ
ンター、大阪配送センター、それぞれ、業務のあ
り方、どのように見直しが行われているか、ある
いはこれから行っていくか、このことについて少
し言及いただきたいと思います。

○青柳政府参考人 ただいまお尋ねのございま
した東京の配送センターそれから大阪の配送セン
ターにつきましては、これは、年金手帳ですとか
保険料の納入告知書、あるいはその他の社会保険
事業の実施に必要な帳票類の管理業務、それから
地方の社会保険事務局や社会保険事務所にそう
いった帳票を運送する業務、こういったものを円
滑化するために、私どもが設置をして管理をして
きたものでございます。

しかしながら、平成十七年度におきましては、
これらの業務につきましても、効率化あるいは経
費の削減という観点から抜本的な見直しを行わ
なければならぬというところで、東京配送セン
ター及び大阪配送センターを廃止いたしました。そ
して、そのかわりに、保管、発送についての業務は
一体として一般競争入札によりまして民間事業
者に入札にかけまして、最終的にこういった民間
業者に委託するというところで進めておるところ
でございます。

○中根委員 この東京配送センター、大阪配送セ
ンターにつきましては、特定の業者さんとの長年
にわたる漫然とした情性的な取引がある、ある
いは配送センターが立派に設置をされているが
配送センターに出入りしている運送業者さん、倉
庫業者さんに、またそういった場所や倉庫の敷地
を借りて保険料財源で家賃を払っていた、こう
いったこともあつたわけでございますので、積極
的に大胆にこの配送センターの見直しを進めて
いただいたということにつきましては、これは本
当に高く評価をしておきたいというふうに思
います。

このように、まだまだたくさんあるんでしょ
う。三百二十八の、皆さんが、いや、これはうち

の地域にとつては必要なんだ、この病院は必要
なんだと、それぞれ、皆さんお一人一人、議員
さん、言い出せば切りがないぐらい三百二十八
の中にはあるんだらうというふうに思います。そ
ういったものを一律に投げ売りするということ
以外に、やはり保険料の節約といえますが、社会
保険庁の改革ということはやるべきところ、切り
口は幾らでもあるということを指摘したくて、今
幾つかの例を取り上げさせていただいたという
ことでございます。

引き続き、今それぞれのところをやっていた
いておるようでありまして、まさにこのこと
につきましましては、聖域なきというところで
進めていただけあればありがたいというふう
に思います。

今まで、そういったことで進めていただい
ているんですけども、もう一つ、やはり国民が
感じていること、そして我々が感じていること
は、このような独法をつくる法案を出すに至つ
た責任をだれがどうとつたかということなん
ですね。だれもとつていないのではないかと
ない中で、何となく物事が進んでいってしま
っているのではないかと。せいぜい逮捕された
課長さんと癒着業者さん、こういった方々が
警察あるいは司法によつて断罪をされたとい
うことなんですけれども、積極的に行政の分野
で責任をとろうとした人、あるいはとつた人
というものがなかなか見えてこない。見てこ
ない中で、利用するものは施設の従業員の方
々に痛みを押しつけているというふうな指摘
が今までの質疑の中でも行われたわけござい
ます。

天下りを受け入れていた、あるいは受け入
れている利権公益法人、一つとして廃止され
ていない、つぶされていないわけでありま
す。まず廃止すべきは、地域にとつて必要
性の高い施設というものではなくて、その施設
をつくることによって利権を増殖させてきた
公益法人ということとして、この年金の改
革を進めるべきではないかというふう
に思っています。

公益法人を積極的に廃止を求めていく、ある

は天下りをもう絶対にやらないというふうに決めていく。また、天下り役員の給料や退職金をきちんと、庶民感覚から、あるいは、こういった不幸事を国民から厳しい目で見られているということに至った、そういった責任をとってもらう意味でも、給料や退職金にその意思を反映させていくというようなことを、財団法人等ですので、公益法人、民間団体と言つてしまえばそれまでかもしれないけれども、厚生労働省あるいは社会保険庁として、何か意思を伝えるすべはないものかだろうか、いかがでございますでしょうか。

○尾辻国務大臣 年金福祉施設等につきましては、施設のあり方の問題に加えて、今お話しのように、委託先の公益法人のあり方についてもさまざまな御指摘をいただいたところでございます。したがって、委託先の公益法人の整理合理化、これは避けて通れないものでございますから、いたします。

その整理合理化に当たりましては、まず、年金・健康保険福祉施設の運営業務が主たる業務である法人については、施設の整理合理化の進捗状況を踏まえまして、法人の廃止を含めた抜本的な見直しを行う。施設がなくれば、当然法人そのものが要らなくなるわけでございますから、当然のことをいたします。

それからまた、年金・健康保険福祉施設の運営業務以外に主たる業務がある法人につきましては、こうした法人も幾つかございますので、それらにつきましては、施設運営業務以外の国からの委託業務の見直しを行った上で、法人の統廃合でありますとか組織の見直しを行うこととしてしております。

いずれにいたしましても、委託先公益法人のあり方の検討は、年金福祉施設等の整理合理化を進めていく上で当然避けては通れない問題でございます。御指摘のように、必ず抜本的な見直しを進めてまいります。

○青柳政府参考人 私の方からは、法人の給料、退職金、あるいは天下りについてのお尋ねについて、お答えをさせていただきますと思います。

年金福祉施設等の委託先の公益法人の給与体系につきましては、既に、財団法人の厚生年金事業振興団あるいは社団法人の全国社会保険協会連合会におきまして、かつて公務員準拠型の給与体系であったものを民間準拠型の給与体系に変更するという見直しが行われておりまして、その他の法人におきまして、給与の削減等を行っております。

また、役員の報酬につきましては、これは平成八年九月二十日の閣議決定におきまして既に見直しを行ったところでございますけれども、今後、公益法人の整理合理化までの間におきましても、国民の理解が得られるように、民間の水準と比較して不当に高額となるようなことがないように、これは適切に指導してまいりたいと考えております。

また、いわゆる天下りの問題の御指摘がございました。年金の福祉施設の整理合理化をこうやって進めなければならぬ中で、平成十六年の四月から、年金福祉施設の受託経営を主要な業務としております先ほど申し上げたような公益法人につきましては、事業それから法人の整理合理化のために求められている人材を除いては、現職からの再就職のあっせんは原則行わないということを進めているところでございます。

○中根委員 続けていきたいと思うんですが、冒頭申し上げましたように、やはりなかなか公的年金の財政は非常に厳しい状況にある、こういう中で作業なんです。

これから売り払っていくことなんですけれども、私の個人的な体験を申し上げますと、八年ぐらい前だったんですが、それまで住んでいたいわゆるマンション、アパートを売って、それで自宅を、新しくうちをつくらうと思ったんですね。売却代金を少しでも思ってたんですけど、一方で自宅建設の作業は進んでおりまして、最終的には、やはり投げ売り、買ってくれる人があればだれでもいいやというような、余り立地条件のいいところじゃなかったものですから、そう

なってしまう経験があるわけなんです。五年という期限を設定して、これから売却を進めていくということになれば、必然的にそういう投げ売りというようなことも予想されるわけだ、というふうに思っております。

だからこそ、今までの責任をとるという意味合いも含めて、この難しい作業をだれが行っていくべきかということを考えたときに、やはり私は、新しく独法をつくるのではなくて、機構をつくるのではなくて、社会保険庁自体が責任を持つてこの作業を行っていくというのが一つの責任のとり方であろうというふうに思っています。

今までの中でも、通常の業務の中でも、社会保険庁さんはいろいろな施設の売却とか廃止をした経験は当然あるわけなんです。そういった部署があるわけだと思えます。なぜ社会保険庁自体が責任を持つてやっていくというところにならなかったのか、御説明をいただきたいと思えます。

○尾辻国務大臣 まず申し上げたいことは、三百を超える施設を短期間で集中的かつ効率的に譲渡しなきゃならない、こういうことでございます。

そのためにどうすればいいのかというふうに私も考えたわけでございますが、やはり理事長や職員を民間からお願ひして、民間の知見を最大限活用できる専門の組織が必要である、こういうふうな判断いたしました。国においてこのような専門的な業務を行う組織をつくることは困難であると考えたところでございます。

繰り返して申し上げますけれども、一つとか二つとか少ない数ならいいんですが、三百を超える施設を短期間で集中的に譲渡するとすると、やはり改めてそういう組織をつくる必要とまず判断をいたしました。

また、今回の整理合理化に関する業務は、民間の売却方法のように、売却手数料収入を得るために単に施設を売却すればいいというわけではございませんで、一つ申し上げておりますのは、年金

への損失を最小化するという基本方針、そのもとで適正な時価で譲渡されることが確実に担保されなきゃならないと考えております。

あわせて、地域において必要な医療の確保、これは先日いろいろな御指摘もいただいておるわけでございます。そうしたものに關して地方公共団体との調整を行いますし、また有料老人ホーム入居者の処遇に配慮する必要というようなこともございます。

申し上げましたように、公共的な役割を果たす組織という面を持ちますので、どうしても、大臣の監督のもとで、厳格な評価体制のもとで業務を行うこととされている独立行政法人が最も適切な実施主体であると判断をいたしましたところでございます。

○中根委員 新しくつくる独法に民間人の理事長を登用して行っていくことなんですけれども、今までの失政の責任をとらずに、今回の独法の新しく就任する民間人の方に最終的に責任を押しつけるというようなアリバイづくりのようなことになつてはいけないというふうにも指摘をしておきたいと思えます。

それから、一般競争入札ということで進めていくわけなんですけれども、この一般競争入札、具体的にはどういうことを行うのか。

社会保険事務局に行く、事務局の壁に掲示板があつて、そこにペラが一枚張つてあるという風景をよく見るわけなんですけれども、そういうことが一般競争入札ということであるならば、これは新しく独法をつくらなくたって、社会保険庁が、あるいは、そんなにたくさん業務を抱えているわけじゃない四十七の都道府県の社会保険事務局というものが、当面残っていくということを先ほど御答弁をいただいたわけでございますので、その社会保険事務局がそれぞれの地域にあつて行っていくことと対応できるのではありません。むしろ、新しく独法をつくつて費用をかけて行うよりも、社会保険庁自身が通常の業務の中

で精いっぱいこの仕事を行っていくべきではないか、独法をつくらなくてもいいじゃないかというふうに思われるんです。

一般競争入札の具体的なやり方と、それから、改めて独法が社会保険庁かということは御答弁いただかなくても結構です、なぜこの一般競争入札というものが、一般競争入札なら、公告をして、それに対して国民あるいはいろいろな業者さんがそれを見てということですので、そんなに複雑な難しい仕事ではないような気がするんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○青柳政府参考人 まず、一般競争入札をどのようなやり方で行うのかということをお尋ねがございました。

今後、独立行政法人ができてから具体的な話を詰めていかなければならないと考えておりますが、一つ例を、例えば、事務局の掲示板にというようなことでお尋ねがありましたので、それに対応する部分だけ私どもの今の考えを申し上げますと、これは基本的には官報で公告をするという形で告示するというのが一つのやり方ではないかとこの点については思っております。

それから、その他、独立行政法人を新たに作るなくても対応ができるのではないかとこの点につきましましては、先ほど大臣がお答えしたことの繰り返しに一部なるわけでございますけれども、何せ、三百を超える施設を五年間という期間で整理合理化を進めていくということになりますと、一つ一つの施設を売っていくという売り方だけではなく、これらを例えばまとめて売るといようなことについても少し工夫が要るのではないかと現時点ではイメージしております。

いずれにしても、具体的なやり方は、独立行政法人が発足してから独立行政法人の中で、一番よい、一番効果的に、一番高額で売れるやり方を工夫していただくということが必要になってくるわけでございますが、私どもとしては、従来、国の機関等ではできなかったようなやり方も含めて、法律の許す限り、最もよいやり方を独立行政

法人において選択していただきたいと現時点では考えております。

○中根委員 独法をつくって、今まで考えもしなかったウルトラCのようなわけで全部売り払っていただくということが実現できれば、五年後に高い評価をして脱帽しなければならぬということなんですから、ある意味で、この法案を審議していること自体で、与野党の数の関係でいえば法案は通っていくかもしれない、ちまたでそういうふうな推測をした人は、もう既にこのことに対して関心を示している、その動きは始まっているのかもしれないわけで、そういったことでは、三百二十八の売却対象のリストをどんと官報で公告すれば、それで欲しい人は来るし欲しくない人は来ないということ、それ以上のことでもそれ以下のことでもないような気がしてしまっている、何かよっぽどいい売りさばき方があるのかというところなんですけれども、その辺のところはこのあたりにおいておきたいと思っております。

譲渡収入の取り扱いでございますけれども、譲渡収入から独法の運営に必要な経費を差し引いて各制度の財政へ納付をするということなんです、これが、これもまた、社会保険庁がみずから行えば、この独法の運営に必要な経費というのはなくなるわけでございますので、譲渡収入が九々各制度の財政に、年金に戻るといことになるわけなんですけれども、下手をすれば、独法に集う四十一人の職員の方々の単なる飯の種のための独法ということになって、単なる経費の中抜き機関という性質のものに、五年後、国民から笑われてしまう、また怒りを買うようなことになってしまう、それが、またあるということ、心配をやはりぬぐい切れないうわけでございますので、あえて今質問をした指摘をさせていただいているわけでございます。

続きまして、皆さんよくごらんの資料でございますが、資料の③というところがございますけれども、この③の真ん中から下の四の図表に従って

やっていきたいと思えます。

まず、五年間の経費の総額、約三百億円ということになりますけれども、今までの議論の中で、百歩譲って独法の存在、設立を認めたとしても、五年という期限、これが果たして適当かどうか。もちろん、期限を切らなければ、なかなかいろいろなインセンティブが働かないということもあるんですけども、五年という期限があるばかりに、四年、三年目以降ぐらいい、だんだん焦つてきて、投げ売りを繰り返してしまおうというようなことにもなりかねない。

五年という期限を設定するということの中で、投げ売りというものが行われないというやり方があるのかどうか。いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 具体の売却につきましては、先週の委員会でも御質疑がございましたように、各施設における雇用への配慮でありますとか、あるいは施設によつては機能の維持なりをして売却をしなければならぬ種類のものもございますので、売り方については、そういう意味では大変慎重に、かつ神経を使つて売却を進めなければならぬというのには御指摘のとおりかと存じます。

ただ、私どもは、独立行政法人という新たな組織をつくることの一つの中心となる考え方は、まさに不動産の売買等に精通した専門家の方々にこの新独法のいわば中核を担っていただくということが非常に大事な点であろうかというふうに考えておりますので、売り方については、私どもは、やはりそういう専門家のいわば知識、経験を十分に生かさせていただいて、五年間という期間の中できちんとした成果を上げていきたいと考えております。

○中根委員 続きまして、この経費総額約三百億円というところなんですけれども、この三百億円というのには上限と考えていいの。あるいは、それ以下になればいいんですけれども、それ以上になることがあるということなのか。それ以上になるということが余りあつてはいけないと思うんですけれども、その意味での歯どめというものは何

か考えていないのか。そして、初年度はまず幾らぐらいいり入れをするのか。どの金融機関から、幾らぐらいいり入れをするのか。その借入先は、天下りを受け入れていようなどころであつてはならない、あるいは年金資金の運用先であつて特定の癒着関係があつたりしてはいけません。

そういうことも含めて、この三百億円について御説明いただきたいと思ひます。

○青柳政府参考人 三百億円の内訳をざらにいたしますと、おわかりいただけますかと存じます。人員費が約六十億ということで計算しております。この人員費につきましては、売却が例えば予定よりも順調に進んで、現在およそ四十名程度の人員規模を予定しているわけでございますが、人員が早期により小さな規模で賄えるようになれば、この人員費は減少するという可能性はあるだろうと思ひます。

ただ、不動産売却の経費としての鑑定料でありまして売却の事務委託費、こういったものにつきましましては、実は不動産の評価が幾らになるかというところによつて変動する経費でございますので、現時点では、ふえるか減るか、ちよつと見通しがつかない部分が正直言つてあるかと存じます。

また、不動産の管理経費につきましましては、二十年を経過した施設については解体せざるを得ないのじゃないかということで、解体に全施設の二〇%を見込んであるわけでございますが、この部分については、解体せずに売却が進むのであれば、若干これが軽減するということはあるかと存じます。いずれにいたしましても、三百億という金額については、五年間でおおよその見積もりを現時点で出させていただいた経費ということと御理解を賜りたいというふうに存じます。

また、その場合の三百億の借入れについてはどのような考え方で行うのかというお尋ねがございました。

独立行政法人の設立当初においてはまだ施設等

の売却が進みませんので、その譲渡収入がいわば見込めないということから、経営安定までの間に民間金融機関から運営資金の借り入れを行うというようにしておりますので、譲渡が進んで譲渡収入が順調に入っておりますれば、借り入れを無理にしなくても済むという状況も十分に私どもとしては期待ができるかと思っております。

なお、その具体的な借入先については、現段階では未定でございますけれども、機構が取引をする金融機関を今後選定する、そこからの借り入れという形が、つまり市中の金融機関からの借り入れということが予定されております。この金融機関の選定につきましては、いわゆる指名プロポーザル方式等によりましてさまざまな企画、御提案を金融機関からいただいた上で、透明性を持って決定をまいりたいというふうに考えております。

○中根委員 続きまして、今触れていただいた部分でもありますが、この図で「人件費」ところなんです、「理事長以下四十一名で試算」とあります。これは民間からの登用もあるということなんですけれども、民間からどれぐらい、あるいは女性の登用もきちんとこれは行っているか、あるいは女性、あるいは社会保険庁からどれぐらい行くか、それぞれ、今のところどういってお考えであるかということをお示しいただきたいということ。

それから、たまたまけさの毎日新聞の朝刊に、この理事長候補が内定をしたというこの報道がありました。水島さんという三井住友銀行の副頭取の方であるようでございます。この方がどれほどこの理事長職に対して適性があるとして今御検討されているかということにつきまして、あわせて御説明をいただきたいと思えます。

○青柳政府参考人 機構の職員構成についてのお尋ねがまずございました。

機構の職員につきましては、機構の仕事は、施設の譲渡業務、さまざまな管理業務、それから総務、庶務業務といったようなことが想定されるわけ

でございますが、現時点で、職員数については全体で四十人程度ということが必要ではないかというふうに考えております。

この職員の構成につきましては、いわゆる理事長就任予定者というものを決定していかなければならぬわけでございますから、この理事長就任予定者がどのような形の、どういう人材が欲しいかということをお決めのなされるというところ、民間と社会保険庁出身者の構成を現時点で示すことはなかなか困難かと存じますが、あくまでも中心は、民間の専門家の方々を中心に構成する、この点だけは現時点で申し上げることができると存じます。

それから、最後に、本日の毎日新聞の記事についてのお尋ねがございました。理事長の予定者は現在人選中ということでございますので、現時点では残念ながら申し上げることができないということで、お許しをいただきたいと存じます。

○中根委員 それから、やはり繰り返し申し上げますけれども、今回の法案で新しく独法をつくるというこの問題は、社会保険庁が本来みずから責任を持ってやるべきことを、あえて三百億円借り入れをしてまで、巨額の費用を使ってまで独法をつくって業務を行うということにあるわけなんです。

では、独法をつくったから、その独法の四十一名のスタッフがきちんとやるかといえば、この図表を見てもわかるように、鑑定については委託をする、約五億円、売却事務の一部も約十五億円かけて委託をする、それぞれコンサルティング会社や不動産会社や信託銀行に委託をする。委託のまた委託、丸投げのまた丸投げということが、やはりここでも三百億円のむだ遣いということになるのではないかと。いろいろ改革を進めてきていただいてはいるんですけども、まだここに甘さがある、あるいは体質がぬぐい切れない部分があるのではないかとこのように思えてしまうわけござ

います。

この委託ということの妥当性あるいは委託先の選定に当たりましては、やはりこれも繰り返し申し上げるわけですが、天下りが入っているところはだめだとか、あるいはきちんと、随意契約でやるのではなくて、適正な価格を求めるといふこの部分についても一般競争入札を行うべきだといふようなことを指摘しておきたいと思っておりますけれども、御答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○青柳政府参考人 確かに一部の業務については、御指摘ございましたように委託ということ、例えば、解体業者あるいは物品等の納入、鑑定、売却業務の一部委託、こういうようなことは念頭に置いておるわけでございます。

こういった業者の選定に際しましては、御指摘もございましたが、公平さを担保するということが大事と考えておりますので、独立行政法人機構の会計規程等において競争入札等の契約に関する事項をきちんと規定を整備いたしまして、適切な業務管理を確保してまいりたいと考えております。

○中根委員 もう一つ、独立行政法人をつくるというこのことに関して指摘をしておきたいと思えますけれども、独立行政法人をつくれれば評価委員会から評価をしてもらわなければならないということになるんですが、この新しくできる独法につきましては評価委員会のどの部門で評価をしていただくことになるのか、教えていただきたいと思えます。

○井口政府参考人 お答え申し上げます。

現在、厚生労働省の独立行政法人評価委員会におきましては、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程に基づきまして、評価委員会総会におきまして、調査研究部会を初めとした六つの部会それぞれ審議を行ってございます。

新たに整理機構を担当する部会につきましては、法案の成立後、評価委員会の総会で部会構成の見直しをした上で同機構を担当する部会を決め

ていきたいというふうに考えてございます。

○中根委員 その評価委員会なんですけれども、評価が適切に、公平、公正、中立に行われるかどうかということもきちんとチェックしていかなければならないんですが、独立行政法人の評価委員会に所属、委員として名前を連ねながら、厚生労働省あるいは評価対象の法人、独法から謝金あるいは研究費用、会議出席謝金、手当、こういったものを受け取っていらっしゃる方が、私どもの調査でも厚生労働省関係で十二名いらっしゃるわけなんです。

例えば、あえて名前を申し上げますと、今野さんという方は、これは重複してかなり会議の謝金を受け取りながら評価をしている。どうしてもこういうふうにお金を受け取れば、やはり、別にかがわしいお金じゃないということなんですけれども、その評価の自身が甘くなってしまう、情が移ってしまうというのが、これが人間のやることだというふうに思いますけれども、こういうふうには評価委員会になりながら評価対象から謝金などを受け取っているということについて、いかがお考えでしょうか。

○井口政府参考人 今御指摘ございましたとおり、評価委員会の中で、例えば今野委員等御指摘のようなことがございます。

ただ、今野委員につきましては、先ほど御指摘ありましたけれども、関連の雇用支援機構の方からさまざまな業務、仕事を請け負いまして出席謝金等をいただいているわけでございますが、これをもちまして、その委員の、専門家としての活動の対価としていただいているわけですので、それがそれぞれの独立行政法人の実績評価につきましては中立性を疑わせるというふうなことに直ちにかならないのではないかとこのように考えておりますけれども、御指摘もございまして、今後、そういうような委員と法人との関係、どういふような関係であるべきかということにつきましては、改めて関係省庁とも御相談して考えてまいりたい、そんな気持ちでいるところでございます。

○中根委員 今、あえて今野さん、今野さんは幾つか重複しているところからもらっておられるものですか、名前を出してしまっただけで、けれども、ほかにも、今申し上げましたように、少なくとも今まで十二名の方が謝金等をもらいながら評価をしている。

これは、本人に評価委員の方があるいは会議にかかわることを、どちらかを辞退してもらう、自粛してもらうというのが本来であろうと思いますが、我が国には幾らでも人材はいらっしゃるわけで、選任の仕方は幾らでもあるだろうというふうな思いです、そういう公正中立性を疑われるような事態につきましては、直ちに改善を求めたいというふうに思います。

そういったこともあって、独法にしたからそれでいいということじゃないということを申し上げたいわけなんです。

では、売却がどれぐらいで行われるかということなんですけれども、一つの参考がお手元に配らせていただきました配付資料の雇用・能力開発機構が行った売却の実績なんです。

これは本当に目もくらむほどあるわけなんですけれども、二千七十でしたか、売却をしったり廃止をしったりということでございます。もう時間がありませんのでまとめて質問してしまいます。

一つは、この中に千二百四番と、千九百三十四番、この二つが、いずれもほかのものはもう本当に投げ売りをされてしまったという状況なんですけれども、この二つについては建設費よりかなりいい値で、上回る価格で譲渡が行われているわけなんです、この辺のところはなぜかということと、うまく参考にしていただきながら作業を進めていただきたいということが一つ。

それから、もう時間が来てしまいますので、あと二つだけ。

一つは、それぞれ売却対象の中にある什器、備品、例えばペアーレなんかにある筋力マシン、こういうものはどういうふうになつていくか、

こういうことが一つ。

それから、今回の独法の事務所の場所ですね。千葉に本店を構えるということなんですけれども、なぜ千葉かということ、千葉のどこかというところ。それから、全国に何か支店のようなものをつくって、またそういったところで家賃の支出なんかが出ていくのかどうか。

こういったあたりについてまとめて質問して今回は終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 まず、勤労者福祉施設についての御質問にお答え申し上げます。

ただいま御指摘のように、建設費よりも高額で売れた施設がございます。これは御案内のとおり、勤労者福祉施設の大筋は土地を地方自治体が持つて上物を機構がつくるという形でございますが、高額で売れたものにつきましては、土地建物とも機構の所有であったものと、それから、それまでの営業でかなりの利益が出るなど実績がよかったこと等だということに考えております。

○青柳政府参考人 私の方からは二点。施設のいろいろな調度とか備品、こういったものを施設と一緒に売却するかというお尋ねと、それから、機構の本部を千葉に置くということについてのお尋ねがございました。

まず、施設の調度、備品の譲渡に関しましては、最終的には、機構が発足してから機構において決定することになるかというふうに考えておりますけれども、年金資金等への損失を最小化するという基本原則にかんがみすれば、例えば、調度や備品を一体的に譲渡する方法の方が価格において有利になるかどうかといったようなところが判断の基準になるかどうかと思いますので、そういったことを検討した上で決定していく必要があるかと考えております。

それから二点目、千葉に機構の本部を置くことについての理由等でございます。いずれにいたしましても、機構の運営経費をできる限り節減するということが求められているだろう、したがって

まして、機構の主たる事務所については、新たにどこかの場所を借りるかということではなくて、機構への出資が予定されております年金・保険福祉施設を活用するということをまずは念頭に置いたものでございます。

その際には、例えば、全国への交通の便のよい首都圏に施設があるということが必要ではないか。さもないければ、先ほど議員からも御指摘のするように、全県に何か支部みたいなものを置かなければいけないというようなことも懸念されようかと考えます。

また、転用のための経費を抑えるという必要から考えますれば、事務室に転用しやすいいわゆる教室形式の部屋というものが必要じゃないだろうかということが求められてようかと思っております。

また、維持経費を抑えるという観点からは、建物の規模は必要最小限であると同時に、プール等の余分な設備がないということも必要条件になつてようかと思っております。

さらに、多極分散型国土形成促進法あるいは昭和六十六年七月の国の行政機関等の移転という閣議決定におきまして、原則として、行政機関あるいは特殊法人等を東京都区部から移転させるという趣旨として踏まなければならないということを考えています。

以上の観点を総合的に検討いたしますと、千葉にございますれば社会保険センターがこの機構の本部としては最も適しているのではないかと結論に至つたものでございまして、私どもとしては、このちば社会保険センターを本部ということに現在予定しております。

○鴨下委員長 次に、福島豊君。

○福島委員 大臣、副大臣、大変御苦勞まででございます。

今般の年金福祉施設等の見直し、これは大変大きな改革であることは間違いございません。昨年の年金制度改革に際してさまざまな議論があり、そして、国民の年金制度に対しての信頼を確保するために、国民から拠出していただいております年金の保険料については年金の給付に専ら充てるべきである、それを制度としてきちっと見直しをした、大英断であったというふうに私は思います。

ただ、こうした年金福祉施設等がなぜできたのかということもやはり同時に過去を振り返って考える必要があるというふうに思います。

かつて高度経済成長の中で、日本の人口もどんどんふえている、そうした中で、若い世代の方は、年金の保険料を納めてもそうした利益がすぐに戻ってくるわけではありません。将来のことでありますから、国民に対して年金制度というものがいかに福利に資するものであるかということを説明するために、逆にこうしたものが求められたという側面もあると思います、財政的な制約の中で、これは特に厚生年金病院なんかが当たると思いますが、医療施設をどのようにして整備していくのか、これは国民から拠出していただいた保険料を活用するというのも一つの考え方ではないか、そのような判断もあったというふうに思います。

そういう意味では、時とともに国民の判断も変わつてまいりまして、国民の声も変わつてまいりますし、政治家の声も変わつてくる、こういうこととかならうと私は思います。ただ、問題は、そうした時代の変化に対して制度というものを適時適切に見直す、この必要性でありますし、また立法府においてもその責があるというふうに私は思います。

今回、この独立行政法人を設立することについて、むだがあるのではないか、このような御指摘

がありますけれども、こうした非常に膨大な数の施設の売却を効率的に行おうと思えば、これはやはり独立した組織として行うということが一番適切であるというふうに思います。本来、社会保険庁のあり方の見直しが行われておりますけれども、これとても独立行政法人にしたらどうか、こういう御意見もあるわけですが、こうしたものを専ら売却、いかにして高く売ることができるとかというのを考えて行おうと思えば、これはやはり独立行政法人にすべきだ。そして、その中で、むだ遣いがないかどうかということは立法府の場ですっかりとチェックをしていただくということではないかと思えます。

ただ、今回の売却に当たりまして、譲渡に当たりまして問題な点は、こうした一つ一つの施設が、この委員会でも繰り返し質疑がありますように、さまざまな経緯があり、そしてまた歴史があり、地域のニーズがあり、そういうものをどう考えるのかということではないかというふうに思います。

もちろん、年金の原資を回収する、年金の原資の損失を最小化する、こういう考え方は国民に対しての説明として極めて大切でありますけれども、一方で、それぞれの地域地域では、現実の問題として、例えば厚生年金病院であればそれを利用している利用者の方々、患者さんの方々がおられるわけでありまして、そういうことを考えていただくことも必要であるというふうに思っております。

それで、順次お尋ねをしたいと思いますが、まず、厚生年金病院についてであります。

厚生年金病院は、総合病院については、高度先進医療も提供できる地域の中核病院、また臨床研修指定病院として活躍をいたしております。また、専門病院についても、整形外科、リハビリテーションを主体とした広域な地域を診療する病院として、いずれも地域では重要な医療を担っている、これは間違いないことであるというふうに思っています。

今回の方針について、地域住民を初め各方面から、地域で重要な医療を担っている厚生年金病院を公的病院として残してほしいという大規模な存続運動が展開をされております。これは、例えば東京厚生年金病院でありますとか、私の地元であります大阪厚生年金病院を初めとして、数多くの地域で行われている。既に、厚生労働大臣等への陳情や、地元議会においても意見書が決議されたり、病院全体では約三十一万人の署名が集まったというふうにもお聞きをいたしております。

このようなことを十分に踏まえて、病院の譲渡に当たっては、病院機能の公益性、ここが一番大事だと思えますけれども、損なうことがないよう十分に検証した上で、適切な結論を得るべきである、そのように考えます。

また、こうした厚生年金病院に保養ホームが併設されているという事例があります。これは、湯布院等の事例でありますけれども、事業の継続を条件とした一般競争入札の対象となっておるわけでありまして、退院後の患者のリハビリテーション等について厚生年金病院と連携をとりながら運営をしているところもあり、そしてまた大変高い評価をいただいているところもあります。こうした事業の実態、こういうものを十分踏まえて、一般競争入札に当たって対応すべきである、配慮すべきである、そのように考えますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○西副大臣 お答え申し上げます。

委員が御指摘のとおり、地域医療にとつては大変重要な役割を果たしていただいている一つが厚生年金病院だということに考えております。この厚生年金病院の譲渡にしましては、既に与党の方でもきちっと整理をさせていただいておりますが、「病院機能の公益性を損なうことがないよう十分に検証した上で、適切な方法によって結論を得るべき」というふうに結論を出していただいているところでございます。私どもとしましては、この考え方に基きまして整理合理化を進めていくということに変わりはございません。そのとお

りにさせていただきたいと思っております。

その際に、地域医療を維持していくという上で、必要な機能につきましては、それぞれの地方自治体と十分に協議をさせていただくというふうなことで、具体的な進め方につきましては、この厚生年金病院に係る整理合理化計画を、来年度執行でございまして、これから今年度中につくることになっておりますが、その計画を策定する過程で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

ホームのことについては、担当からまたちょっと説明をさせます。

○青柳政府参考人 厚生年金保養ホームにつきましては、栄養士による栄養相談、あるいは隣接する厚生年金病院との連携による運動指導等を行っておりまして、病中病後の被保険者等が早期にもとの生活に復帰できるということの支援に大いに役立っているというのが私どもの認識でございます。

このように、地域の保健医療に貢献している保養ホームの譲渡に当たりましては、先ほど議員からも御紹介ございましたように、施設の中心的な機能の維持を条件として一般競争入札に付すということにしておりますので、保養ホームが地域において果たしている必要な機能は維持する必要があると、また維持していくことができるのではないかと考えている次第でございます。

○福島委員 公益性、公的医療機関として存続をという声を十分反映できるように知恵を使っていただきたい、いろいろな工夫をしていただきたい、そのようにお願いをいたしたいと思います。先ほど公明党の丸谷議員の方から、厚生年金会館の御指摘もありました。こうした厚生年金会館等についても、地元住民、施設利用者、地元商工会議所等を中心として、かなりの地域において施設の存続を願う運動が起きております。地方議会への請願、また地方自治体等から厚生労働大臣等への陳情が行われている、そのようにお聞きをいたしております。

施設の譲渡に際して、地域において存続の要望が強く、かつ健全な経営が可能な施設について、この施設の存続、施設の機能の存続を希望する地元の声を踏まえ、地方公共団体とまずよく相談すべきである、そのように考えております。先ほどの丸谷委員からの御指摘もありましたけれども、地域の文化にとつて極めて大きな役割を果たしている、こうしたものを失うということは一つの大きな損失ではないかということも、一方では大変正しい御指摘、適切な御指摘ではないかと思えます。政府のお考えをお聞かせしたいと思います。

○青柳政府参考人 年金の福祉施設等につきましては、繰り返しこの委員会でも申し上げさせていただいておりますが、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、あるいは施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化ということを踏まえまして、例外なく整理合理化を進めさせていただく、そして年金資金等への損失の最小化を図るということを基本的な考え方とさせていただいております。

したがって、年金の福祉施設等の譲渡に当たりましては、例えば地元の自治体への優先譲渡といったような、あらかじめ譲渡先について制限を設けるというようなことはしないということ、不動産鑑定の手法に基づく適正な価格を予定価格として定め、原則一般競争入札により譲渡するということについては、繰り返し御理解をいただきたいということをお願いをいたしている次第でございます。

ただ、先ほどの丸谷委員の御質問に対して大臣の方からもお答えがございましたように、そういう原則のもとで、御指摘のあった、例えば厚生年金会館等の持つ文化的な価値といったようなものについて、地元の自治体とも、これを設置するときにはいろいろな御協力をいただいたいたしまし、また、今後、譲渡等がある場合には、例えば雇用面等についてもいろいろと御協力をいただかなければいけないという面もございまして、可能地元の自治体ともよく相談をいたしまして、可能

な限りそういった地域の文化の拠点を残したいというような御意向等、これをどのように反映できるかということについては相談をしていくということは、先ほど大臣からも申し上げたとおりでございます。

○福島委員 一方で原則がありますので、そうした原則のもとで機能をどういうふうに確保していくのか、これもやはり相当知恵の要る話だと私は思いますし、担当者の方が最大の努力をしてくだらないとなかなかそういう道が見えてこないというところだと思うんですけども、ぜひその努力をしていただきたいというふうに思います。

また、優先譲渡の話、これは本委員会でも繰り返し取り上げられておりますが、厚生年金の福祉施設は被保険者や年金受給者等の保険料により設置された国民共有の貴重な財産であり、設置に当たっては地元自治体の強い要望があったという歴史があります。また、土地の提供は、市町村のみならず、公共的な施設をつくり、その用途に使うことを条件として一般の地権者からもかなり無理をして提供していただいた、このような経緯もあるわけであります。そういう意味では、年金資金の損失を最小化するということは大切なことなんですけれども、単にそれだけでは済まない、こういう経緯を考えますと。

厚生年金の福祉施設を譲渡する際に、事前に地方公共団体の意見を聞き、仮に地方自治体利用計画がある場合は優先して譲渡すべきだという声がこの委員会でも出されております。そうしたことを考え、地方自治体が入札に参加しやすくなるような、昨今、地方自治体の財政が大変厳しい、こういう中で、入札に参加しやすくなるような工夫をぜひしていただくべきだ。ですから、原則にあわせて、原則を踏まえながらも、地方自治体に対してどういう形であればそういうようなことが実現するのかと工夫していただきたい、そう思いますけれども、政府の考えをお聞きしたいと思います。

○青柳政府参考人 今般の年金福祉施設の整理合

理化が、年金資金等への損失の最小化ということをまずは基本原則として進めなければならぬというところは、繰り返しお答えをさせていただいている点でございます。したがって、年金福祉施設の譲渡に当たりましては、地元自治体へ優先的に譲渡するというような、あらかじめ譲渡先について制限を設けるということを通じて、不動産鑑定的手法に基づく適正な価格を予定価格として定めた上で、原則一般競争入札により譲渡するということを、これまでこの委員会でも繰り返しお答えをさせていただいた次第でございます。

したがって、地方公共団体もこうした一般競争入札に参加をしていただくということはもちろん阻むものではございませんが、同時に、ただいま議員から御指摘がございましたように、地方公共団体が入札に参加しやすいような環境を整えるということが一つの重要な視点ではないかという御指摘、先週の委員会でも御指摘があったところでございます。

具体的にどのような方策が可能かについて、私も、現時点ではつきりとした考えを持ち合わせておるわけではございませんけれども、しかし、そういう視点が非常に重要であるということについては、どのような方策が可能なのか検討してまいりたいというふうに認識をしておる次第でございます。

なお、あわせて、こういった点で配慮しなければならぬということと現在検討しております点を一つつけ加えさせていただきますと、例えば、公序良俗に反するような使用等が行われるというようなことをどうやって防ぐか。これは、入札の参加資格の制限というようなことになろうかと思いますが、これもなかなか難しい問題であらうかと存じますけれども、あわせて今後検討してまいりたいと考えております。

○福島委員 ぜひ適切な対応をしていただきたいと思

います。また、いろいろと工夫をしていただかなければいけないという一つの課題は、雇用の問題でありま

す。一般入札により施設が売却されることになりま

す。職員等の雇用が一挙に失われることにもなりかねず、各施設で働く職員やパート、アルバイトの方々、その家族の方々、今回の施設売却方針に対して日々大きな不安を抱えながら生活をしておられるということは容易に想像できる場所でありま

す。年金資金への損失の最小化と雇用の確保の両立は極めて難しい問題であるということは間違いありません。昨年の与党協の合意でも雇用問題への配慮を十分に行う、このようにさせていただきま

したけれども、国や機構が、福祉施設の譲渡または廃止に当たって、今回の売却目的を踏まえ、雇

用への配慮に最大限の努力をすべきである。一方では、これは条件とすべきだという声もありますけれども、そうした強い声もあるということを踏まえながら最大限の配慮をしていただくということが必要だと思

います。政府の考えをお聞きしたいと思

います。○西副大臣 お答え申し上げます。委託先の公益法人の職員の今後の雇用の問題についてでございますが、この問題は、一義的には現在雇

用されている方についてお話しするよりも、つまり委託先法人が責任を持っていただくということでございますが、私どもも与えられた範囲で、今後この雇用の確保に向けて、またこの問題に向けて、最大限の努力をしていきたいと思います。具体的には、この三月末に決まりました整理合理化計画の中でもこのことをうたっております。今後新しくできる機構と協力しながら、委託先法人が行う再就職の援助に対して可能な支援を行ってまいりたいと思

っています。具体的には、国と新しくできます機構が協力いたしまして、施設を購入される方に対して雇用の依頼を行って

いく、それから関連団体における求人情報の提供をお願いしていく、地方自治体それから地域の経済団体などへ就職の支援をお願いしていくという形で、一人でも多くの皆さんが新

しく雇用されるように努めてまいりたいと思

っています。○福島委員 民間の企業の経営者の方であつても、みずからの企業が行き詰まった場合に、従業員の方々の雇用ということに対して最大限の努力を払ってその生活の安定を確保してあげる、そういう事例は多々あります。国がある意味で主導してつくってきた施設でありますので、最大の努力をする

ことは当然であるというふうに思

っています。原則、今回の年金福祉施設等の見直しというのは、正しい方向性であると思

いますけれども、結果としてそのことが国民から評価されるために、この五年の間、全力で努力をしていただくということが必要だ、きめ細かく努力することが必要だというふうに指摘をしたいと思います。そしてまた、同時に、大切なことであります

が、先ほど指摘がありましたけれども、この年金福祉施設等は多くの委託先公益法人により運営されて

おります。今後、年金福祉施設等の整理合理化に伴って委託先の公益法人の整理合理化をどのように進めていくのか。このことも、年金制度改革に伴い国として姿勢が変わったということ

を明確に示す大変大切なことであるというふうに思

います。この点についての御決意をお伺いしたいと思

います。○西副大臣 御指摘のように、委託先の公益法人も同時に大きく状況が変わっております。二つの方向性を考えているわけですが、一つは、今回の年金・健康保険福祉施設の運営業務がほとんどである、こういう法人につきましては、施設の整理合理化の進捗状況を踏まえて、法人の廃止を含めた抜本的な見直しを行う。それからもう一つは、施設の運営以外に主たる業務がある法人もござ

います。その場合につきましては、この施設の運営以外の国からの委託業務が残るわけですが、これの見直しを行った上で法人を統廃合するとか、そういう形で組織の見直しも行っていきたいというこ

理化といいますが全体の流れについては、これからの大きな検討課題だと思っております。この問題も避けては通れない重要な問題だというふうに認識をしております。ご意見を伺います。

○福島委員 年金の議論も一年がたちますと大分遠のいたような気がしないわけでもありませんが、手綱を緩めずに改革を進めていただきたいというふうに思います。

また、これは社会保険庁改革についても同じであります。先般、有識者会議の最終報告が行われました。私は、年金の問題については、これは、保険料の徴収というものは国の立場でしっかりとやっていただく、保険料がきちっと徴収できる体制が一番大事だ、そのようにながねがねずと思っておりますけれども、さはさりとして、同じ組織で済むという話ではないことだと思っております。

全く一新された組織をつくり上げていく、これは年末までに具体的にやっていく必要があると思いますけれども、そここの御決意をお聞きしたいと思っております。

○西副大臣 社会保険庁自体の改革につきましては、これは、一つの大きな流れとしては、内閣官房長官のもとで有識者会議が開かれておりまして、私も大臣とともに毎回参加させていただいておりますが、先般、最終とりまとめをいただいたところでございます。また、与党の方からも、特に公明党の部会の方からも私どもの方に提言をいただいております。ご意見を伺いまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

具体的には、公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離するということが決まりました。政管健保は国から切り離して全国単位の公法人として設立をする。それから年金にしましては、運営組織を国の機関として位置づけた上で、その中に意思決定機能を担う年金運営会議、それから特別監査官による監査官制度、それから外部専門家を登用していくというような、従来にはない新しい

組織の姿をここで示していただきました。事業運営の効率化を図るための人員の大幅な削減、民間企業的人事、処遇の導入、それから地方組織の抜本改革等、この組織の大幅な構造改革を進めていくことというふうにされたところでございます。

この最終とりまとめを受けまして、これから早速、厚生労働大臣のもとにポスト有識者会議という形でこれを具体化するための組織を立ち上げようとしているところでございます。

いずれにしても、国民の皆さんの理解を得られるような年金制度、それから社会保険制度への信頼を回復していくことが我々に求められた最大の課題だというふうに考えておりまして、引き続き大臣ともども全力を尽くしてまいります。

○福島委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○鴨下委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時八分休憩

午後一時開議

○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三井辨雄君。

○三井委員 民主党の三井辨雄でございます。

すくく長い名前なんです。独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法案についてこれまで質疑をされてまいりました。私が思うには、大臣、この年金・健康保険福祉施設設置経緯を見ますと、年金の福祉施設については昭和十六年の労働者年金保険法制定に始まりまして、一方の保健福祉施設については大正十一年の健康保険法の制定までさかのぼるということになっております。まさしくこの歴史的経過の中で、地域間のさまざまなニーズ、時には政治的な要望にこたえるうちに、現在全国に三百二十八施設を数えるまでになったわけでございますけれども、そのほか関

連施設を入れますともっと多い数になっていると思っております。

私としては、この三百二十八施設、よくぞこれだけこういう施設をおつくりになったものだなと、驚きとともに、私も一介の中小の経営者として、大変理解できないものだ、こういうぐあいにあるわけでございますけれども、尾辻大臣、なぜこれだけの年金福祉施設の設置が許されてきたのか、また、これについて率直な御感想なり御意見をいただきたいと思っております。

○尾辻国務大臣 一つは、しっかりと目的があつたことだというふうに思います。いつも言っておりますように、被保険者、受給者等の健康の保持増進、福祉の向上を図り、また、長期にわたる保険料を納める被保険者への福祉の還元を行うことを目的とするという、きつちりした目的があつたということが、ずっとこういう施設ができた大きな理由の一つになると思っております。

加えて、その時々国民の皆さんのニーズがそれぞれに存在した。それから、もつと言いますと、地方公共団体からの御要望もございましたし、関係審議会における関係者からの設置の推進の御意見というものがその時々でございます。やはり、そうしたものが後押ししながらこの数になってきたんだというふうに理解をいたしております。

○三井委員 確かに、その当時はニーズがあつたんでしようが、今まさに黒字のところ、赤字のところ、お聞きしますと大体半々ぐらいだということと聞いておりますけれども、例えば私が一つの施設をつくることすれば、インシアルコスト、そしてまたランニングコスト、あわせて経営管理、あるいはその地域の事情、そしてその中で人口等々、あらゆる角度から見ると一つの事業をなし遂げる。まさに子供を育てるのと同じなんですね。産む苦しみ、育てる苦しみ、その中でやはり何とか成功させたい、民間ならばそういう努力をしてまいりました。

ですから、やはりそういう中で、本当に私はただただ驚くのは、私の能力ではこういう三百二十八施設なんて到底見ることはできませんし、まさに一つ一つ、今申し上げたような中でやるとすれば、本当に大変な作業だと思っております。

そこで、質問に移らせていただきますけれども、この独立行政法人を設立するその目的の中で、実際にこれをつくるのに非常に私は不明確だな。ここに目的としまして、国有財産の適用を外して高く売ることなんだ、それから年金財源を使わないこと、それから三番目には民間の知見を活用することにあると社会保険庁さんはおっしゃっているわけでございます。

しかし、この年金福祉施設は、被保険者そしてまた事業主が拠出した年金保険料でつくられた貴重な施設であるということは言うまでもございません。国有財産として準用する必要があると思っております。また、年金財源を使わないということでございますけれども、譲渡した収益で費用を賄うということは、結局は年金財源を使うことになるのではないかと私は思います。そして、民間の知見を活用する方法は幾らでもある。何も新しい組織をつくる必要もない。先ほど福島委員もおっしゃっていましたが、社会保険庁の中に専門部署を設けるか、あるいは民間に業務委託をするとか、あるいは既存の独立行政法人等に業務を行わせる、そういう対処でできると思っておりますが、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 午前中にもお答えしたわけでございますが、やはり、今数を言っておりましたように、三百を超える施設を短期間で集中的に、そしてまた当然効率的にということも加わるわけでございますが、譲渡するには、どうしても一つの独立した組織をつくらなければならないと私は判断したところでございます。今あるものの組織の中でというのがどうしても難しい作業になるというふうに考えております。そして、今先生が既におっしゃったわけでございますが、そうした中で私どもは民間の知見などを最大限活用でき

る組織にしていきたい、そういうものが必要だというふうに考えておるところでございます。そうした判断のもとで新しい独立行政法人というものを考えました。

特にまた、さらに申し上げますと、これも午前中お答え申し上げたわけですが、単に売却をすればいいということだけでもございませんので、特にこれまで御質問いただきましたようなこと、地方公共団体との調整といったようなこともございますし、そうしたことも考えますと、やはり今申し上げた公共的な役割を果たす組織として考えなきゃならない。そうなりますと、やはり大臣の監督のもとで厳格な評価体制の業務を行うことができる独立行政法人が最も適切である、こういうふうに考えたものでございます。

○三井委員 確かに、午前中の御答弁の中で大臣から、最小限に食い止めたい、あるいは専門知識を持った人をやはり機構の中に入れてたい、そういうことをおっしゃっていました。

そこで、私は、ちよつとくどくなりますけれども、五年以内ですべての組織を譲渡するあるいは売却するという、今そういう状況なのかということもお聞きしたいわけです。

例えば、グリーンピアなどと違って、この年金福祉施設は国が直接所有している年金資産でありますから、これは必要ならいつでも譲渡できるもの、こういうぐあいに私は思っているわけでございます。また、年金は長期の給付であるわけですから、今すぐ売るよりも、むしろ、もっと有利なときに売るということも考えられるんじゃないでしょうか。

施設を譲渡するか否かについては、年金資産を不動産で所有するか、あるいは積立金で保有するかの違いはございますけれども、しかし、現在約百五十兆円の積立金がある中で、年金給付のために年金福祉施設を五年以内で売却して積立金化しなければならぬという状況にはならないんじゃないかな、こういうぐあいに私は解釈しているんです。

そこで、これは長官にお伺いしたいんですが、村瀬社会保険庁長官は、損保ジャパンの副社長でもありましたし、金融の専門家でもあります。金融の専門的立場から御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

民間の場合ですと、どちらかといいますと、資産を有効活用するという観点で、バブル期に相当大幅な資産を保有していたものを、バブル期以降、ある意味では資産を売却してキャッシュフロー化しているというのは事実でございます。

では一方、国の財産をどうするかという観点からいいますと、平成十七年度、御存じのように、厚生年金、国民年金とも、単年度の収支均衡を図るために、既に積立金の取り崩しを始めております。まさに厳しい財政状況というふうに言っているのはなかるうかと思えます。

こういう段階におきまして、やはり福祉施設等を整理することが必要であろうということで、それも限られた期間で確実に施設を譲渡していくということ、しっかり仕事をやってまいりたい、このように考えております。

○三井委員 私ここで申し上げれば、私も、一つの事業をやつて大変苦しんだことがあります。売るのが、あるいはこれを継続するの、

実は、これは介護保険と関連がございますが、私は入浴サービスを始めました。入浴サービスを一台で始めたときに、本当に一億円近い赤字をしたんです、十年で。そうしますと、一台から始めて、これをどうして、もう本当にやめようかというところまで苦しみました。

でも、おふろに入つて死ねたらいいというその一言で、私は何とか、銀行をだましたと言つたらあれですけども、銀行さんに、何とかこれを続けさせてほしいということいろいろ知恵を出しながら、四人スタッフのところを三人にしながら、そして、北海道の場合、冬が厳しいですから、そういう中で地方にもあらゆるところに飛んでいってらつて、御希望があれば入れた。

こういう中でやつと立ち直つて、まだ借金はたくさんございますけれども、それでもやはり喜ばれることが大事なんだということで苦勞した、個人的なことでございますけれども、そういうことがございました。

そこで、この五年以内の措置に機構をつくる意味があるのかということをもう一度伺いたいんですが、午前中の質問でも前回の質問でもたくさんございましたが、地元から存続希望が大変強うございます。かつ、自立経営が可能な施設については、赤字または老朽化している、その時点で売却すべきだと私は思っているんですけれども、五年以内に譲渡または廃止するというその根拠は何もないと私は思っておるんです。

また、加えて、毎年多くの被保険者あるいは年金受給者等が利用しているにもかかわらず一方的に譲渡または廃止するということは、それらの人々の福祉を奪うことになりかねないんじゃないかな、こういうぐあいに思っているわけでございます。

この法案では、五年以内にすべての施設の譲渡、廃止ができなかった場合はまた国有財産に戻すということでございますけれども、極めて中途半端な措置であると私は思っております。五年以内の措置にこれだけの機構をつくる意味がどこにあるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○青柳政府参考人 今回の整理合理化につきましては、午前中からもお答え申し上げておりますように、三百を超える施設を対象とするものでございまして、このような多くの施設を集約的かつ効率的に売却するという観点で、理事長や職員を民間の方から、専門家から登用いたしまして、その知見を最大限活用できる、そういう専門の組織が必要だということでこの法案をお願いをしているわけでございます。

特に、年金への損失最小化という基本的な考え方に立ちましてこの施設の譲渡を行うということでございますので、単により有利な価格で買い受けてくれるというだけではなくて、その譲渡先を

きちんと開拓していくことが必要であるとともに、こういったことを大量に、かつ限られた期間で国がみずから行うことは困難であるということから、独立行政法人を創設するということを、先ほど大臣からもその創設の趣旨をお答えさせていただいたわけでございます。

そして、この五年という点につきましてはいま御意見がございましたが、ただいま申し上げたような考え方に基づいて適切に施設の譲渡を行うということにするためには、期限を付して速やかに整理合理化を促す必要がある。

期限を設けずにはだららやるということでは年金資金の損失の最小化という目的は達成できないというふうに考えるわけでございますし、かといって、これを二年あるいは三年といったような非常に短い期間でやろうとした場合には、その準備、立ち上げの時間で相当時間を食つてしまつたりして、所期の目的が達成できず、結果的にいわゆるたたき売りになってしまうという懸念もあるだろう。

この両者を考えますと、御提案を申し上げているように、五年間という考え方で取り組まさせていただきますのが最も適切ではないかと考えている次第でございます。

○三井委員 五年で売ればいいなと私は思っていますが、しかし、今競売物件もなかなか売れない。そういう中で、五年以内で本当に売却できるのかという甚だ疑問でございます。確かに、期限を切ることは大事でしょう。でも、五年という根拠、これはお聞きしませんけれども、なぜ五年なのかということも本当にお聞きしたいぐらいなんですけれども、そういう中で期限を切つて売られていくということでございます。この施設が全部完了することを祈らずにいられないとは思っていますけれども。

そこで、売却額の試算については、建設した施設の簿価の評価額は約八千九百億だと聞いております。売却実績二七・五%を乗じると二千四百億円になると聞いておりますけれども、今申し上げ

ましたように、果たして五年間でどれだけ施設を売却できるのかということ、もう一度お聞きしますけれども、また、独立行政法人の運営費の三百億円を見込んでいますけれども、本当にこの売却益が見込めて年金財源に返せるのかどうか、甚だ不明でございまして、どのような見通しのもとにこれを計算されているのか、お聞きしたいと思っております。

○青柳政府参考人 売却益の見込みにつきまして、先週の委員会でも御説明させていただいたところでございますけれども、私ども、その施設の簿価、八千九百億円というところをまずはベースにするわけでございますが、社会保険庁の方で平成十四年度以降現在までに売却をいたしました年金福祉施設のうち、土地建物等を一体として売却したものが六件ございまして、

この六件について、簿価に対する売却額の割合というのを見た場合に、低いものについては九・六％、高いものは六八・八％ということで、この平均を単純にとりましたのが二七・五％という比率であつた。この二七・五％という比率と先ほどの八千九百億円を機械的に掛け算する。その場合には、すべての施設を解体せずに売却するという、これまた非常に大きな仮定を置いているわけでございますが、いざにいたしても、そういった機械的な計算によりまして、売却収入二千四百億円程度という一つの目安となる数字を出させていたわけでございます。

これは、繰り返しになりますが、あくまでも機械的な試算でございまして、実際の施設の売却に当たりましては、その都度、その施設あるいはその土地といったものの適正な評価額を出しまして、これをもとに売却をするということになりますので、二千四百億円というものを上回るケースも当然起こるであろうことは御理解がいただければ存じます。

また、独立行政法人の方の経費についての御懸念がございました。

先ほど来申し上げておりますように、民間から

採用したスタッフの知見を最大限に活用して売却を進めるということでございます。あくまでも三百億円というのは一つの試算でございまして、毎年の売却状況を勘案しながら運営経費を計上するということを考えておりますので、売却収入が運営経費を下回るというふうなことはならないというふうに、私ども、現時点では考えております。

○三井委員 確かに、機械的におやりになって、売却益を下回らないということを信じているんですが、しかし、これはやってみなきゃわかりませんし、そういう意味では、本当に幾らかでも売却益が出ればいいですけども。

この三百億円の根拠もずっとお聞きしたいんですが、これも、通常、解体して解体費用というのはいくらかかりますよね。私もそういう経験がございまして、この解体費用をどうするかということ、を、きょうたくさん質問がございまして、後ほどまたお聞きします。

そこで、整理合理化の推進体制についてお聞きしたいと思ひます。

厚生労働省並びに社会保険庁は、整理機構の職員の人件費等について、予備費の措置も講じずに借り入れで賄うこととしておりますけれども、この借り入れのめどはあるのかということが第一点です。

さらに、機構の組織は、先ほどお話ございましたように、民間人が中心とのことでございますけれども、利害関係のない専門的知識を有する人材を短期間に採用することができるとかどうかということも甚だ疑問でございまして、それは二点目です。

そして、約四十人、理事長さんを入れて四十一人の組織で全国に分散すると、先ほど言っています三百数十施設、この状況をどのように把握して、また具体的に競売することは本当に可能なのかどうか。

この三点にわたりまして、わかりやすく短く御

説明願ひたいと思ひます。

○青柳政府参考人 順次お答え申し上げます。

まず、人件費等の借り入れについてのお尋ねでございますが、機構が設立された当初におきましては施設等の譲渡収入がございせんので、そういった譲渡収入が出て経営が安定するまでの間の借り入れということを民間の金融機関からお願いしたいと考えております。

具体的にどういふところから借りるかについてはまだ未定でございますけれども、機構の取引先の金融機関となる取引金融機関からの借り入れということで行ってまいります。この機構の取引金融機関の選定そのものは、いわゆる指名プロポーザル方式ということで、これは例えば日本郵政公社さんとか国立病院機構であるとか、そういった、そのほかの先行している独立行政法人がそういう形で実際には決めておるようでございますので、そのやり方で、いろいろな御提案、御企画をいただいた上で、その中から決定するということで対応してまいりたいというふうに考えております。

それから二点目の、機構の組織、人材が特に確保できるのかというお尋ねでございました。理事長や職員を民間から登用して、その知見を最大限活用するということがこの機構の生命線でございます。したがって、具体的な職員の確保は、理事長に就任される予定の方が任命されるということになるわけでございますけれども、今の段階で私どもがイメージしておりますのは、例えば、公募による採用、あるいは既に民間企業を退職した経験者の採用など、いろいろな形の組み合わせで有為な人材を得ていきたいというふうに考えております。その際には、御指摘もございまして、利害関係が生じないような適任者の確保というものは留意してまいりたいと考えております。

三点目のお尋ね、わずか四十人の組織でそういった対応ができるんだろうかという御懸念でございました。

機構の職員につきましては、効率的な福祉施設等の譲渡を行うということのために、不動産取引に関する専門的知識や経験を有する方を中心として採用することになるかと思ひます。機構の組織構成についても、例えばでございますけれども、施設類型ごとにグループ化して、病院関係、それから宿泊施設関係、あるいは老人ホーム関係等々の施設類型にグループ分けするというようなことが一つの考え方としてあるかと思ひますが、いざにせよ、効率的、効果的な組織体制を組むということについては、御指摘を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、限られた期間の中での対応でございますので、例えば、入札物件に係る情報の収集でありますとか入札案内の作成などは、外部委託を積極的に行ひまして、迅速で効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

○三井委員 外部委託しつつ、この三百二十八施設、そのほか入れますともっと関連施設があるわけでございますけれども、私は民間のサイドで考えますと、到底五年間で、これはどれぐらいあるんでしようか、三百二十八施設の、例えば病院ですと宿舎ですとか、あるいは医師住宅ですと看護師さんの住宅ですとか、いろいろなものがございます。こういうものが、実際もつと数がある。

例えば、先ほど午前中の答弁で青柳部長がおっしゃってましたように、まず一括で売ることと考えると、それは機構が考えることであるかもしれないけれども、私は、そういうことはかなり言っちゃいけませんけれども、本当になかなかこの経済状況の中で、今御答弁いただいたような中で、スタッフの四十人でやれるかということ、余計な心配かもしれませんが、大変危惧しているところでございます。

いざにしましても、機構が判断されるということでございますし、お金の調達も、機構がそのような取引先と調達するというところでございます

ので、ぜひ成功することを祈っております。
そこで、国有財産の取り扱いの原則について伺いたいと思います。

私は、公用、公共用優先の原則に反するなど実は思っているわけでございますけれども、年金福祉施設は、本来、保険料によりまして、被保険者、受給者等が出資した国民共有の貴重な国有財産だということは先ほど申し上げております。処分する場合には、やはり公用、公共用を優先的に充てることが原則だと思っております。しかしながら、整理合理化計画では、地方公共団体等へ優先する取り扱いになっていないんですね、これは。

もともと施設誘致の際には、地方自治体や地域住民の要望に基づいて設けられたわけですから、まず、地方自治体との協議がやはり行われるべきではないかと思ひますし、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○尾辻国務大臣 この譲渡に当たりましては、あらかじめ譲渡先についての制限を設けることな、不動産鑑定的手法に基づく適正な価格を予定価格として定めた上で、原則一般競争入札により譲渡することにしてございます。

ただ、地方公共団体に施設の買い受け希望がございます、これは一般競争入札に参加していただくということにはなるわけでございますが、その際に、地方公共団体が入札に参加しやすい環境を整えることも重要な視点の一つと考えておりますので、この点については、どのような方策が可能か検討してまいりたいと存じます。

○三井委員 先ほどの大臣の御答弁でも、やはり地方自治体や地域住民に大変お世話になった、これまで施設をつくってきたということを御答弁されていました。

そこで、国有財産の処分についてということ、土地基本法第二条「土地についての公共の福祉優先」という条文がございます。これが今どういうぐあいに変わっているかわかりませんが、けれども、ちょっと私が入手した中では、この状況につ

いて御答弁願えませんか。

○青柳政府参考人 ただいまお尋ねのございました土地基本法は、その二条の中で、「土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとつて不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。」とあることを指しての御質問だろうというふうに思います。

このような規定あるいは会計法二十九条などが、いわばその裏づけとして、地方公共団体等に随意契約をする場合に例外規定を設けているというふうな点については、私ども、今回の検討に当たって十分に調べまいりましたし、吟味もしたつもりでございます。

しかしながら、今回の年金福祉施設の整理合理化の考え方は、年金資金等への損失の最小化、たびたびこの委員会でも繰り返していただいておりますが、そういう基本的な考え方に立ちまして、地方自治体への優先譲渡など、あらかじめ譲渡先についての制限を一切設けることなく、不動産鑑定的手法に基づく適正な価格を予定価格として定めた上で、原則一般競争入札により譲渡する、こういう考え方で対応させていただいておりますので、土地基本法のそういった考え方は念頭に置きつつも、この年金福祉施設については、先ほど来繰り返してあります、年金資金等への損失の最小化という原則を優先させていただいたというふうに御理解を賜りたいと存じます。

○三井委員 そうしますと、これは独立行政法人に出資されるということになりますと、厚生年金福祉施設等は国有財産の取り扱いの適用を受けなくなるのでしょうか。その点が今の御答弁では非常に不明確でありますし、例えばグリーンピアの

場合ですと、年金福祉事業団、現在の年金資金運用基金でございますが、これが所有していたにもかかわらず、国有財産の取り扱いに準じた指示が行われていたんですね。

この法案ではなぜこのような扱いになつていないのか、私は甚だ疑問に思つたわけでございますけれども、もう一度御答弁ください。

○青柳政府参考人 グリーンピアの譲渡に当たりましては、平成十二年の際に旧厚生省が譲渡方針を決定いたしました、これは、あくまでもその施設を有効に活用していただくという観点を基本方針といたしまして、そのためには減額譲渡も行うということを活用しながら、地元地方公共団体への譲渡を優先してきたという経緯がございます。

一方、今度の年金福祉施設につきましては、保険料を年金福祉施設等に投入しないということとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方がむしろ基本となる考え方でございますので、そのためには、例外なく廃止、譲渡による整理合理化を進めるということでございます。

この両者には、そういうことでの事情の違いがございます、また、正直申し上げまして、グリーンピア等において、価格についてはいわば二の次と受け取られかねないような対応をしたことが、今回、この年金福祉施設を譲渡、売却する場合に当たっては一つの反省になっておつたということも偽らざる事実かというふうに存じております。

なお、最後に国有財産についてのお尋ねがございました。

国有財産につきましては、必ずこれを例えば地方公共団体等に優先的に売却しなければならぬという法的な規制があるわけではなくて、これまで、処分の慣例上そういうことが行われていたというところであつたというふうに認識をしておりますので、今回の年金福祉施設についての取り扱いが、例えば国有財産の処分についての法令上の問題と矛盾するということはないものと承知をして

おります。

○三井委員 一般競争入札ということでございますけれども、例えば、民間人は今まで国有財産ですと一般競争入札にも参加できない、原則地方自治体あるいは特定医療法人とか、限られた中でしか入札に参加できなかったんですね。だから、今回の場合は非常に緩和されたというのでしょうか。

先ほどから、最小限に年金の運用の部分、持ち出しを少なくするということはよくわかりますけれども、しかし、ちょっと私はここでやはり矛盾しているなと思うのは、なぜ、先ほど私が申し上げましたように、まだ百五十兆円の運用資金がある、それで、不動産として持っているものも、売れるときに売れるという柔軟性も持っていないんじゃないかなと実は思っているわけでございます。ですから、この点もやはり柔軟的に、機構がお考えになるといったらそれまでもしれません、ぜひ柔軟的なお考えをお示しいただきたいなと思つております。

そこで、関連しまして、一般競争契約の観点から、三点まとめて伺ひたいと思います。

施設を誘致しました地元の自治体あるいは地権者等の意向を無視しているという点も指摘したいんですが、厚生年金施設を設置するに当たって、先ほどの繰り返しになりますけれども、地方自治体あるいは地権者が公的施設であるがゆえに誘致を協力してくれた、こういう経緯があります。また、地元の存続希望の強い施設が、午前中にもずっと要請がございましたが、地元の自治体あるいは地権者等の意向も聞くことになっているのではないかな、こういうぐあいに思うわけでございますけれども、施設を誘致した地元自治体や地権者等の意向を無視している点もあるのではないかなと私は思うわけでございます。

そして、二点目としまして、施設の使用指定等を問わない譲渡である点についてでございます。

施設の使用指定等を行わずに一般競争契約で施設を譲渡することになると、買い手によって施設

公的病院として必要と考えますならば、現在の公的病院でございませうけれども、なぜ売却してわざわざ経営形態を変える必要があるのかということと、それから、売却してまで変える理由は何なのか。

政府・与党では、厚生年金病院が、小児救急医療の推進、あるいは緩和ケアの病棟、回復リハビリの病棟機能など、公的病院としてもこれらの機能維持が必要であると認識されております。一方で民間に売却することは私は矛盾しているのではないかと思うんですけれども、御答弁願いたいと思います。

○西副大臣 お答え申し上げます。

このたび、厚生年金病院もこの法案のもとで譲渡されるということになりましたが、一般的に、年金福祉施設等の譲渡に当たっては、年金資金等への損失を最小化する、こういう大原則のもとに、一般競争入札ということになっております。しかしながら、先ほどからずっと議論がございましたように、厚生年金病院につきましては、地域医療にとつては大変重要な病院としての位置づけがありますし、また、その機能を十分に考えながら適切に対処していきたいという意味では、少し例外的な考え方をとっております。

このために、厚生年金病院の譲渡に当たりましては、まず、厚生年金病院が公的な医療機関として重要な役割をそれぞれ各地で果たしていただいているという、他の年金福祉施設とは全く異なる性格を有するというところでございまして、全くと言うとちよつと語弊がありますが、異なるということ、その公益性を損なうことのないように十分に我々としても検証した上で、適切な方法によって結論を得させていただきたいという考え方を持っております。

○三井委員 そこで、またこれは地元のことになりましたが、石崎議員が質問しておりました登別厚生年金病院でございませう。登別市というのは大変な温泉町でございませう、衛藤副大臣の湯布院と同じように。近隣を入れますと、人口約五万四千

人の町なんです。ここに、これは大臣のところに上野市長さんが陳情に上がったと思ひますけれども、約十萬四千人の署名が届けられたと思ひます。

地元にとつては、平成十四年に国立病院が廃止されたんですね。唯一残っているのがこの厚生年金病院だけなんです。この厚生年金病院は、昔から温泉を利用した特に整形外科の病院でございまして、整形さんと言われるぐらい、町になじんだ病院なんです。

ここ登別からはかの病院にかかるとなると、約四十分から一時間ぐらいのところにしか行けないので、室蘭ですとか苫小牧ですとか、そういうやはり地域にとつては大変重要な病院、また、観光客も多いところでございませう。

そこにとつては、地域医療計画という中で、やはり地域の皆さんにとつて大事な病院を存続させていたきたいということを陳情に來られた中で、ぜひともこれについても、とどめを刺すわけじゃございませうが、大臣からの御答弁をお願いしたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 お話しいただきましたように、五月の三十一日に市長さんから、市内唯一の公的病院として、必要不可欠な病院である旨の存続の要望書もいただいております。高度精神医療や一方、もう何回もお答え申し上げておりますように、例外なく整理合理化を進めるといふ基本的な考え方がございませう。

この二つをどうするかということなのでありますけれども、厚生年金病院の整理合理化に当たりましては、厚生年金病院が公的な医療機関として重要な役割を果たしているという他の年金福祉施設とは異なる性格を有していることを踏まえまして、これは今も副大臣よりお答え申し上げたとおりでございまして、そうしたことは十分踏まえなさいかぬと思ひますので、関係する地方公共団体等とも協議の上、地域医療の提供に支障が生じることがないように、もう一度申し上げますけれども、地域医療の提供に支障が生

じることがないように対応してまいります。

○三井委員 ぜひ本当に、私も余り強い口調では申し上げておりませんが、やはり地域医療、あるいは、札幌の北海道厚生年金会館は単年度で赤字になっていくんですね。こういうものをやはり残していただきたい。それと、地域にとつて大変大事な病院であるということとをぜひ御認識いただきたいと思います。

そこで、今度は、この施設の売却について、本当に国民のニーズなのか。青柳部長は、国民のニーズ、あるいは社会環境の変化によつて売却しなきゃならないと。そういう中で、本当に私は国民の声かということでお聞きしたいと思うんですが、これは衛藤厚生副大臣の湯布院の、私どもの米澤委員も御質問してしましたけれども、ここはあえて衛藤副大臣に申し上げるまでもなく、約三萬三千人の署名が集まっていると聞いておりますし、合わせまして三十一万人ですか、署名が集まっていると聞いております。

これは、つまり地域住民が公的病院が必要であると望んでいるわけでございます。ことし二月の与党の社会保障政策会議の合意において、医療機能の公益性を損なうことがないように十分検証することが必要だとされております。高度精神医療やあるいは小児救急医療、緩和ケアや回復リハビリ等の機能を行っている中で、病院を売却すれば、これらの機能をすべて失ってしまうということになります。

大臣は病院の売却について検討すると言っておりますが、検討するまでもなく、こうして寄せられている地元住民や患者団体あるいは地元医師会の病院存続の陳情や存続署名、あるいは地元自治体からの意見書、これこそが私は国民の声だと思ひます。

何をもちつて厚生労働大臣は施設を売却するということが国民の声だと言っておられるのか、ここをもう一度御説明をお願いいたします。

○尾辻国務大臣 昨日、つい、総論賛成、各論反対というような表現を申し上げましたけれども、

御地元のお声として今先生が言っておられるようなお声があるということも、よく承知をいたしておるところでございませう。

ただ、一方、大きく国民の皆様のお声というのはどういふものかなというふうにも思うところでございます。もういふに、そういうふうにも考えますときに、福祉施設事業というのに対しては、貴重な保険料財源の使い方として極めて厳しい批判がなされました。被保険者が納めた保険料というのは年金給付及び年金給付に関する経費のために充てべきだという強いお声がございました。私は、そうしたものを国民の声というふうに表示させていただいたところでございまして、やはり大きく見ますと、こうした国民の方々のお声があるというふうにも思っております。

○三井委員 これまでの大臣の御答弁で、身軽にしたいという言葉がたびたび連発されておりましたけれども、私は、揚げ足をとるわけじゃございませうが、身軽にしたいという、最小限に抑えたい、身軽というお言葉が適当かなと思ひます。身軽いということでは、多少私は疑問を感じます。

大臣、やはり身軽になりたい、今までの社会保障の一連の問題に關していろいろ御苦勞されてきた、そういう中で、身軽いというよりも、理屈っぽくなりますけれども、やはり身軽にして、そして最小限に食いとめたいと言われた方がいいのかな、こういうぐあいと思ひているわけでございます。

そこで、時間がございませうので、まだ質問がたくさん残っておりますけれども、最後の質問にさせていただきます。

雇用の問題でございませうが、特に、譲渡条件に雇用の確保が明記されていないんですね。特に雇用の条件をつけると譲渡価格が低く抑えられるという理由から、整理合理化計画では明記されていないということでございます。

ところが、グリーンピアとか労働関係施設の売却については、雇用の条件がついていたんです

ね。今回、なぜこの独立行政法人については雇用の確保の明記がなされていないのか、一点お尋ねしたい。

あわせて、この整理合理化計画の中に雇用問題への配慮が記載されていますけれども、その内容は、見ても非常にいいですね。一番目に、独立行政法人の雇用の確保については、法案が組織法であり、実態的な内容を法文化できないということ、百余の独立行政法人の例でも条文化されていないということを理由にして、何ら明記されていないということなんです。

しかしながら、本法案は五年間で施設を売却することを目的とするということでございますから、他の独立行政法人と性格を全く異にしています。その目的から、ハードの施設だけでなく、それに関連する職員の雇用の問題を法案に明記しても、何ら問題は無いのではないかと思いますけれども、これについての御見解を述べていただきたい。

それからもう一点です。昭和六十一年のこれは国鉄民営化のときでございますけれども、国鉄清算事業団の際も、雇用の確保を法文化した例があるんですね。これについて、どうして今回のこの法案については明文化されていないのかについて、御答弁願いたいと思います。

○青柳政府参考人 第一点目のお尋ねでございます、雇用の確保というのを譲渡条件に明記しなかった、されていない理由は何かという点でございます。

今回の年金・保険福祉施設の整理合理化の基本方針は、何度も繰り返して大変恐縮でございますが、年金資金への損失の最小化ということを第一義の目的としているわけでございますので、雇用の確保を譲渡条件とすることにより、この年金資金への損失の最小化という目的が果たせない場合には、やはり支障が生じるということから、これを譲渡条件とすることは困難であると考えている次第でございます。

ただ、その点については、施設職員の雇用を、

一義的には雇い主である委託先の公益法人の責任というふうに考えておりますが、国と機構とで協力をし、施設の買受けの方に對して職員の受け入れ等の依頼を行うなど、あく限りの配慮はしていきたいというふうに考えている次第でございます。

二点目、これは、機構法案が組織法案であるということから条文上に雇用の確保を明記していない、しかし、これは他の独立行政法人とは事情が違うのではなからうか、こういうお尋ねでございます。

独立行政法人の法体系、私も、個別に全部調べさせていただきましたが、基本的には、この法体系は、制度の基本となる共通の法律事項を定めるいわゆる通則法と、それから、各独立行政法人の名称や目的、あるいは業務等の範囲を定める個別法から成っております。既存の独立行政法人は百九法人ございますが、これらの個別法において雇用への配慮等に関する事項を規定した例はないということ、事実としてまずお伝えをしなければならぬというふうに思っております。

また、三点目として、日本国有鉄道清算事業団法において雇用の配慮ということを明記した例があるではないかというお尋ねがございました。

この点につきましては、実は、この日本国有鉄道清算事業団法は、事業団の目的そのものが、道清算事業団法は、職員のうち再就職を必要とする者について再就職の促進を行うために必要な業務を行うことが事業団の目的そのものでございますので、したがって、この法律の目的規定及びこれに基づいてこの業務の範囲の中に御指摘のような規定があったということでございます。これを私どもの機構に置きかえてみますと、機構が固有の業務として行うものに付随して何か雇用の配慮を行うということを行ったのではなくて、むしろ、機構そのものが雇用の確保を目的とするということが業務であればそのようなことは可能であるというふうに置きかえられる問題ではない

かと認識をしております。

○三井委員 そう言いますと、すべて機構にありということになるわけでございますけれども、しかし、この雇用の問題というのはやはりこれから、機構が判断することといつても、しかし、今私が質問した中で、雇用の問題、あるいは地域の問題、そして、地域で重要視されている問題、あるいは地域医療の問題を含めて、ぜひともお考えをいただくように進めていただきたいと思いますということ強くお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○宮澤委員長代理 次に、五島正規君。

○五島委員 今の三井議員の質問に続けて質問させていただきます。

私は、この法案が出てきた経過から見て、通常、厚生労働省は、これもスムーズに問題の処理に当たるとは少ないのに、この問題に関してはえらくすいすいと進んでいるという感じは持っております。しかしながら、率直に言って、この一年間の議論の中においてこういう処理をするということに至った経過については、議会にも責任があるのかなという感じは持っております。

しかし、それにしても、今の青柳さんの話はひど過ぎる。今回、この厚生年金関係の事業に働いている人たちが、政治の責任においてこれを廃止すると言っている。廃止する以上、そこに働いている労働者に対して、どのようにその人たちの雇用について考えるのか。当然のことです。まして、厚生労働省がこういうふうな、全く、通常でいうならば彼らは民間ですよ、公務員ではない、その人たちの職場を法律でもって奪った以上、当然、その人たちに對してどのように職業あつせんなんなりしていかのか。これは厚生労働省の義務です。事業団に委託しているという事実はあるにしても、それを廃止させるのは、法律によって厚生労働省がそういうふうにしていくわけですから、それに対して、どのようにこの雇用について配慮するかを考えるのは当たり前じゃないですか。

それを知らないというのは一体どういうことなんだ。

こういうことを言ってみても、私の時間は少ないので、答弁を求めても時間がむだだと思ひやうがありませんので、後ほど大臣にまとめて答えてまいります。

まず、今回の売却措置によって、職員は結果的に解雇されることになる。解雇される以上は、退職金を払わなければならない。先日お伺したところによりますと、現在、それぞれ、この厚生事業団の中における退職金の引き当て、それから基金の引き当てをやっておられます。通常解雇で現時点において全員解雇すると、二百九十億の金が必要。これはあくまで通常解雇の場合です、通常退職の場合です。それに対しては、それぞれ、退職金引き当てが二百億、基金の引き当てが五十億足りなくて、その五十億を事業団の他の積立金の中から持つていくということ、どうにか二百九十億の通常解雇に伴うところの退職金はようよう出せるよという話であるということをお聞きしました。

これは明らかに、普通の企業でいうならば、企業都合によるところの解雇です。企業都合によるところの解雇であれば、民間であっても退職金の積み増し金が二倍弱ぐらい必要なのは当たり前の話。その分は全然ないわけです。積立金にもない、そして事業団にもない。その金はどこから持つてくるんですか。私は、例の三百億の中にその金が入っているのかと思って聞きましたら、この金は、施設の解体に約二百億要りそうだというふうな話で、入っていないというじゃないですか。そうしますと、恐らくもう二百億以上の金が退職金の積み立てとして不足してくる。二百九十億ぐらいの金が足らなくなってくる。この金はどこから捻出するのか、お答えいただきます。

（宮澤委員長代理退席、委員長着席）

○青柳政府参考人 年金福祉施設等に従事する職員につきましては、実質的にも形式的にもそうでありまして、それぞれの委託先の公益法人

の職員ということになりますので、一義的な雇い主である委託先の法人が責任を持って対処するというのが大原則ということになるわけでございます。

したがって、今、退職金のお尋ねがございました。財団法人の厚生年金事業振興団の例を引いてのお尋ねでございましたので、振興事業団についてお答えを申し上げますと、仮に全職員が平成十六年三月末をもって退職したと仮定した場合に必要な退職手当は、まず、事業団の本部が本体として積み立てる部分は百二億ということでございますが、これは、議員から御指摘がありましたように、全額、退職引当金として積み立てが行われております。

また、それ以外に、割り増しがどこまでできるかということで考えますと、この本体部分につきましては、いわば厚生事業団の現金預金等が若干ございますので、これをどうやって、例えば、今の解体云々というほかの用途に充てるかどうかという議論はあろうかと存じますが、まず、現金として三百億からのお金があるということはどう充てていくか。

そしてまた、事業団がいわば自分の資産として持っておりますその他の、現金以外の資産をどのように活用するかということがまだ今後の可能性としてあろうかと思えますので、これらをどうやって活用していくかということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、もう一点、議員から御指摘のありました、厚生年金基金という形で運用している退職手当負担分百八十八億につきましては、昨今の運用利回りの影響によりまして、全体の積立金に五十億余の不足が生じているということでございます。この点については、厚生年金事業振興団が責任を持って判断すべきものというふうに考えている次第でございます。

○五島委員 確かに、百二億三千七百万の積み立てはあります。これは基金と合わせて退職金として必要な二百九十億の中に含まれるものですね。

もし百二億三千七百万というお金だけで退職金を払うとしたら、一人平均二百三十万円しか払えません。

そうではなくて、財団が積み立てている百二億と、厚生年金基金が欠損分としてまだ積み立てができていない五十億を持っていて百八十七億、それを合わせて二百九十億の退職金が払える。二百九十億のお金で六百二十三万の退職金が払えるという話じゃないですか。

そうすると、これは通常解雇だから、常識的に考えてこれに対して倍近い退職金が必要ですね。これは財団の方でそれだけのお金があるんですか。この出していたデータの中には、別に三百億の金がどこかに隠れていたわけですか。そうではないんだと思います。このお金は足りないでしょう。

これが、財団自身が、それぞれの経営状況を見て、ここはもう廃止した方が資金運用にとつていから廃止するというふうな判断されるんなら、委託先の問題だというお話はわかる。今回、十把一からで廃止しよう、売却、廃止をしようというのであれば、これは財団が決めたことではないんだから、そのことについてどのように手当てをされるのか、お考えを聞いているんです。

○青柳政府参考人 確かに、事情ということでは、財団が自分から決めたものではないという事情は御指摘のとおりかと存じます。

しかしながら、委託先の公益法人と国の間の委託契約につきましては、例えば施設を継続的にもう委託をしなくなるという事態をもしわば想定をされている状況の中での委託契約でございます。その意味では、各財団、委託先の公益法人が、その契約を受ける際にそういったリスクを織り込んで対応するということがこの契約のいわば前提となっているというふうな私ども認識をしておりますので、その限りにおいては、国が負うべき責任というものと財団が負うべき責任というものにはおのずと区別があるのではないかと認識をされている次第でございます。

○五島委員 私は、もしそのような立場を国としておとりになるとするならば、私が財団の責任者なら、直ちに裁判を起こします。契約を一方的に廃棄されて、そして従業員に対して必要な退職金も払えないという状況に追い込まれたとするならば、そのような一方的な契約通告に対して私は裁判を起こします。なぜ、そういう乱暴な答弁しか用意できないような形でこの話を進めようとしているのか、そのことが私には理解できません。この点も含めて、もう一度後ほど大臣に一括してお答えいただきたいと思います。

続きまして、今お話ございましたけれども、厚生年金病院の問題です。お互いにごまかしの話はやめましょう。厚生年金病院が地域医療の拠点、あるいは政策医療を担っている、一体どこでどこでどういうのを担っているのか、一つずつ点検するならば非常に問題が出てきます。

しかし、かといって、この七つというか、三つは社会保険の方に、委託先が違わなければならない。厚生年金病院、これをばら売りして何ができるか。医療機関として存続させるのなら、医療機関というのはそれなりの公共性を持っているのは事実です。しかし、ばら売りすることによって一体どこがどう変わるのか。これだけの病院を売るとしたら、だれが考えても、資産をまともに計算したら一つの病院が何十億、恐らく四十億から百億ぐらいの間の価格がつくでしょう。そんなもので買うところはどこもない。結局、グリーンピアのときではないけれども、どこかにたたき売りしてまとめて売るしかない。

厚生年金病院の中において、東京の厚生年金、大阪の厚生年金、あるいは湯布院や登別、それぞれ魅力のある病院です。そのほかの病院についていうと、ちよっと首をかしげるところがたくさんある。しかし、それを一体どういう機能の病院にしていくかという努力をこれまでしてこれなかったんです。例えば独法国立病院機構をつくったときに、私

は、厚生年金病院と国立病院と一緒の独法にしたかどうか、その中で整理統合したらどうするか、その方がはるかに機能としていいでしょう、医療ネットワークを組むについていいでしょうと申し上げましたが、そうはされませんでした。

今また、厚生年金三病院を入れて、五十二の社会保険庁関係の病院があります。これもいずれ何らかの形でどうするかという結論を出さないといいけない。そうだとすると、社会保険病院や厚生年金病院をまとめて一つの病院としてのネットワークを組んでいくのか、それとも、もういつそのことと独法国立病院にこうした病院を全部売る。現在独法の国立病院が百四十あります。約二百の病院にして、その中で統合していつて拠点病院にふさわしい病院に変えていく、そういうやり方でもって、本当の意味での政策医療と地域拠点ができるようなやり方もあるわけです。国に売った方が、うまくいけば薄価で売れますよ。民間にたたき売るよりよっぽどいい。なぜそういう知恵を絞られないのか。

厚生年金病院の中で一番経営状況が悪いのは、私の地元である高知リハビリテーション病院です。私には、あれが単独で経営が成り立つというのは到底考えられない。私自身が医療経営者としても、あの病院を買って単独で経営を成り立たそうなんて無理だと思えます。人件費率も、大変な努力をされて、さんざんもめにもめた上でもまだ六十数%、湯布院も同じですが。そういうふうな病院が単独で成り立つはずがないんです。

しかし、例えば高知には、同じ二次医療圏の中に高知国立病院があります。高知国立病院と統合して、何も建物は動かさなくてもいいんです、高知国立病院の分院としてこのリハビリテーション病院を位置づける。高知国立病院は四百床強の病院の中で約百五十床ぐらいの重心を持っている。そのために、一般ベッドの稼働が非常に少なく困って、十分な機能が発揮できない。重心や回復リハはこのリハビリテーション病院に統合する。そして、このリハビリテーション病院が持つてい

る一般病床を国立病院へ持つて本院と分院の關係でやつていけば、まさに国立病院が拠点病院として機能できる。

そういうところは各地にいっぱいあります。いなくなつたけれども、大分でもそうでしょう。別府の国立病院と湯布院と、きちつとした一つの機構の中で提携してやつていけば、あそここの病院の機能あるいは医師の質、そういうものからいえば、間違ひなく非常に高度な医療ができるようになる。これをばら売りにしてごらんない、そのよさが全部なくなるんです。

厚生労働省も、一方においては医療はネットワークだと言っている。そして、国立病院機構は地域の拠点病院として高度医療を担うんだ、総長も一生懸命おっしゃっている。そういうものとの話が全然どこにもつながってこない。これはおかしいんじゃないですか。たたき売った方が高く売れるんですか。この機能を持つことによつて、国立病院機能を強化することによつて、国に一人買ひ取つてもらつて独法の方にそれを回していく、独法の方は四十年か五十年かけてそれを支払つていくというシステムをとつた方が、実際に売却価格も高くなるでしょう。なぜそういうふうな知恵を絞つた緻密なことをしないのですか。私は、そういうことは当然考えるべきだということに思っています。

ついでに、時間もありませんからもう一つ言つておきます。

恐らく、近々、労安衛法も議論しなければいけない。労安衛法の中には、大きな問題として地域のそれぞれの産業保健センターの問題が出てくる。まして今の時期、メンタルヘルスや何かでいろいろな労働者の駆け込み寺として、そして大企業も派遣やいろいろ分かれてきて、中小企業と称する事業所があつてきて中において、そういう人たちが健康診断や健康相談ができる、そういう役割が期待されて産保センターができた。

だけれども、できている産保センターを見てください。そのほとんどが、九割までが医師会館の

中にあります。きょうお見えの皆さん方の中で、医師会館、医師会の中にある診療所に行こうと思ふ人は何人おられますかね。一番駆け込みにくいところにつくつていくんですよ。

そうであれば、なぜそういうふうな機能、あるいは介護保険にしてもあるいは今審議中の自立支援法にしても、いろいろな形で地域の支援センターや虐待の相談、そういうふうな施設が必要になつてきている。それは国がやるものもあるし市町村がやるものもあるけれども、その場所がまともつておれば物すごく国民にとつて便利だ。そうなら、こういう施設、国によつて市町村に貸すなり、ワンフロアは、産保センターの金は労災保険から出ているんだらうと思いますが、そちら側から出してもらうなりして運用することができるとは思いませんか。まず国が必要とする施設についてはやめていく。

私は、北海道の皆さんがおっしゃつたり京都の人がおっしゃつていふことについてはあえて言いません。高知にもありますが、それを残してくれというふうなことは言わない。言わないけれども、なぜ何もかも、みそもくも一緒にして袋詰めにして、福袋ではあるまいし、たたき売らないといけないのか。そうすることによつて、せつかくの年金を運営してきたものを結局チャラにするじゃないか。国に売れるものは国へ売る、国が買う以上は簿価で買ひなさい、そのかわりそれは何年かかけて回収していけばいいじゃないですか、そういうことをやつていくのがやはり大臣の役割ではないかというふうに思います。

この辺で、大臣、どうお考えか、ひとつ御意見をちょうだいしたいと思います。

○尾辻国務大臣 大変多くの御指摘をいただきました。そしてまた、退職金の話などを聞いておりまして、極めて深刻な話だなと思ひながら、改めてそう思ひながらも聞きをいたしておりました。

そこで、思ひましたことは、非常に丁寧に丁寧に

にこの売却を進めていかなきゃいけないというふうな思ふところでございます。ただ、私どもがこれをお願いするに当たつて、どうしてもできるだけ高く売りたい、高く売りたいというのは、損失を避けて、また年金の積立金の中に少しでも多くのものをお返ししたいというふうに思つておるものですから、そうした中で高く売りたいということをおっしゃるけれども、今先生が言われるように、それがたたき売りになるというようなことでは私どもも考えておりませんから、もしまとめる方がよりよくいくのであれば、そして高く売れるという先生の、最終的に高く売れるんじゃないかというふうなお話でございますから、そうしたものはよく検討しながら、申し上げましたように、丁寧に丁寧に一つずつ検討しながら売却を進めていくことが必要だというふうに思つております。

そのために、今度独立行政法人にして民間から来ていただくことを考えておりますから、そうした民間の皆さんが持つておられる知見、より高く売れるということについても、今先生が御指摘いただいたようなことも含めて、高く売れるという民間の皆さんが持つておられる知見があると思ひますし、また、そうしたものを十分生かして、重ねて申し上げますが、一つずつ丁寧に売却を進めていきたく改めて思うところでございます。

○五島委員 結局、民間で高く買つてくれるところと売るといへば、場所のいいところ、あるいは非常に安く買えるところ、そういうところが売れていくという話であつて、用途について指定をしていけば高くは売れない、これは常識だと思ひます。

そういう意味でいへば、できるだけ公共の施設として使ふところに売る。今市町村もそんな金がないから、月賦で売るという方法もあるんじゃないか。私は、札幌の人たちがあそこまでおっしゃつておられるんですから、三十年月賦ぐらいで札幌市へ売ればどうかなと思ふんです。帳簿価格で売れるのならその方がいいんだらうと思ひますけど

れども。僕は、国なんかについても、国に買つてもらうというところは最も売却損を減らす方法だろ

うというふうに思つております。いづれにいたしましても、もう私の時間もありませんので、大臣からも具体的な御答弁はいただけませんでしたが、退職金も足りない、三百億も足りない、その金をもう一回年金から出すの、もうそんなことできないわねと。そうすると労使紛争を引きずりながらがたがたするんですかという話で、そんなところに買ひ手はつきませんわねという話しかできない。これはもう少しまじめに、深刻に考えて対応していただかなければどうしようもないことだらうと思ひます。

そしてまた、さつきからお話ありましたけれども、なぜ独法で、そして施設の解体の二百億も含めて三百億という金で、これも余り根拠のない、解体して売つた方が解体せずにそのまま売つたときよりも絶対に得なのかどうなのかというのはケース・バイ・ケースでしょう、そういうこともせずに、なぜ三百億も出して、直接社会保険庁は処理せずに独法をつくらないといけないかどうか。

いいか悪いかという前に、今自立支援法の議論をしていきます。自立支援医療という形で、少子化が進んできている中において、育成医療、例えば重度の心疾患を持つていふ子供さんたちの医療費、これも五%から一〇%に引き上げるといふ議論。私どもは大変それについては反対してはいます。だけれども、それによる原資というのはいかにという、たかだか二十億ほどの金。一方で、本当に深刻な問題の話は二十億とかその辺の話、ところが、こういうトンカチが絡んできて何かわけのわからぬ話になつてくると、どんぶり勘定で三百億。一体何を議論しているんだらうかと、本当にこの委員会での質疑がむなしくなつてしまします。

こういうふうな状況について大臣にもう一度お伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 今回、このことをお願いして、

そして、この作業が進みますと、最終的には、私どもの試算でも国民の皆様方に一兆円ぐらいの損を与えてしまう、そのことに對する本當に申しわけないという思いでいっぱいであります。

今お話しのように、支援一つをとりましても、それだけの税金があればただでできるんだと言われますと、本當に返す言葉もないところであります。今度のことを深く反省しながらこの作業をいたし、そしてもうこんな、国民の皆様方に損を与えるようなことはこれっきりにしまさなければいけないという思いで、私は今回のことをお願いいたしておるつもりであります。

したがって、深く反省して、今回のお願いをするに当たって、私どもはもう本當にこれを最後にしますと強く申し上げたいと存じます。

○五島委員 終わります。

○鴨下委員長 次に、園田康博君。

○園田(康)委員 民主党の園田康博でございます。

今、大臣とそれから五島筆頭理事とのやりとりを伺っております。何かもうまとめに入ってしまった感じがございまして、私自身が質問をすることがこれ以上あるのかなというのを考えているわけでありまして、しかしながら、相変わらずでございますか、本當に、いつもながらに大臣のお言葉には、心あふれるといいますかお優しいというか、思いやりのあるお言葉が並べられておりまして、私も本當に大臣には大変恐縮をいたすといえますか、大変おかわいそうな立場であるなという気がいたしておるわけでございます。

すなわち、思い起こせば、昨年のこの年金審議の中で、本當に積みもって国民の怒りというもの、それが爆発をしたという形でありました。しかしながら、それも今の尾辻大臣がつくってきたわけでもないわけですし、その議論をやってきたわけでもないわけでありまして、一方ではつくると言われて、一方では残せと言われて、それのはざまに立たされているのが今の大臣の心境なのかという気がいたしております。

それにしても、官僚的な部長からの答弁しか聞くことができないというのは、私は、一方では大変悔しいといえますか、官僚ですから、官僚的というよりもそれぐらいの答えしかできないのかしら、やはりもう少し大臣のような本當に心あふれるといえますか優しいお気持ちを持って、官僚の方々も今回の事例に對して当たっていただければなという思いがいたします。

そういう意味では、今、三井委員あるいは五島理事からも話がありましたとおり、雇用の面というものは、やはりそこに生身の人間がいらっしゃるわけでありまして、ここで、はい、もう終わりますよ、後は野となれ山となれということでは、私は本當にいかがなものかな。厚生労働をつかさどる所管の官庁の皆さんがそういうことではいけないのではないかと、率先してやはり雇用はきちっと守っていくということを、大臣のお言葉からも私はお伺いしておきたいなという思いがいたします。

そこで、まず第一点目は、大臣にお伺いをしたいと思うわけでありますけれども、今回のこの議論で、年金資金への損失の最小化ということが目的に掲げられて、一方では国民のさまざまな批判があつたわけでありまして、そういった国民の非難に對して、福祉施設を整理する、そして社会保険庁が身ざれいになるということは信頼回復を旨とするんだというようなお言葉もあつたわけでありまして、これも、ここは一つ確認をさせていただきたいわけでありまして、今回のこの独法をつくるという法律の本来の趣旨、目的とするところは一体何なのかということを明確にお答えいただきたいと思ひます。

あわせて、通告はいたしておりませんでしたが、先ほど、雇用を守るという観点から、この一連の流れの中で、今回出された問題の指摘に對して、大臣としては一体どのように取り組んでいくのかということも、あわせて最初に聞かせをいただければなというのを思っております。

○尾辻国務大臣 まず最初の御質問でございますけれども、法案の目的に書いてございます、年金資金等への損失を最小化するためというように、この考え方というのはそのとおりでございます。まして、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえという表現を、目的は何だとお聞きいただきますと、お答えを申し上げますところになります。

ただ、それは法律に目的として書いておるということでございます。またそれはそのとおりでございますけれども、この法律案を出させていた背景は、年金制度に對する国民の皆様方の不信とか不安がありますので、それを解消して、大きくは年金への信頼を回復したい、また社会保険庁に對する信頼も回復したいということ、そのことが背景にあるといえはそれとございまして、両面あつてこの法案をお願いしておるというふうに御理解いただければと存じます。

○園田(康)委員 背景ということでおっしゃっておられたわけでありまして、確かにそういう位置づけになるのかなという思いはいたしたす。

大臣、少しお聞きしていただければなという思いがしておるんですが、この独法の話が出てきてから、さまざまな部分でやはり混乱を、不安を与えてしまつたのは事実ではないのかなという気がいたします。

今のうちに、この法律が成立する前にやめてしまおうということ、通算できましますと、この半年余りの間に、千人近く、ある病院ではやめられたという話を私も聞いております。

そして、月平均八日ぐらいの夜勤であつたわけでありまして、人が減つてくれば、当然それを補つて、今残つていらっしゃる従業員の方々が、看護師であるとか医師も含めてでありますけれども、そういう方々が穴埋めをしていかなければなりません。そうなりますと、月八日余りであつた夜勤が、十一日から十五日にまでふえてしまふ。そうしますと、そういったところで過重労働にまた陥つてしまつて、本来ならば、サイクルできちつと回つていた医療提供サービスというのが、そこで無理が生じてきてしまつた。そうなるべく、この先また不安と混乱が起きてしまえば医療事故も起きかねない、そういう事態にも陥つてしまふ危険性があるわけなんです。

したがって、やはりそういう無用な混乱というもの、私を私は避けておくべきではないのかなということ、きょう、後で採決をされるようでありまして、きょう、後で採決をされるようでありまして、あるんだらうと思うわけでありまして、ぜひこの審議中にも大臣から、きちつとこの病院は守つていくんだというように、御答弁で、国民に向かつてのメッセージという形でいただければなというふうに思っているわけであります。

声が大きく上がつているところ、あるいは陳情、さまざまな部分があるんだらうと思ひます。しかし、そこだけではなくて、もう一緒にすべてのものを例外なくやつてしまふんだ、廃止あるいは譲渡、あるいはさまざまな形で形を変えていくんだということ、言われてしまふと、それですべて、頭の中で単純に考えてしまふのは、やはりこの審議をつぶさに見ていない国民、あるいはニーズ、あるいはそこに至る周りの利用者、地域住民、そういった方々にも大変な影響が起きてしまふわけでありまして、一つ一つ丁寧にお言葉も先ほどあつたわけ

けであります。したがって、大臣にとりましては、そういう言葉をきちつと踏まえて今後対応していただきたいというふうに思っているわけでございます。これは御答弁は後ほど結構でございます。

それでは、これまでを思い起こしてみますと、昨年のさまざまな議論の中で、国民の御批判あるいはニーズというふうに言われておりましたけれども、そもそもこの批判といえますのは、私は、三百幾つある施設がすべてむだだったというのが決して国民のニーズではなかったというふうに理解しております。といいますのは、すなわち、あのとき国民の皆さんがしきりにだめだだめだというふうにおっしゃったのは、必要以上なもの、不必要なものをつくってしまったからではなかったのかなと。必要なものはちゃんと必要なものとして、それは理解ができていたと思うんです。必ずしも、私たちが全部、すべてがこれはだめだと言っていたわけではなかったと思うんです。

したがって、不必要なもの、例えば職員の宿舎はつくる、それは当然住居権を守るわけです、住居が、住む場所がなければだめですから、それはそれでよかったです。ところが、そこにプラスアルファ、付加価値として何かそこに、ゴルフ練習場がついていたりとか、それに対してまたゴルフボールまでついていたりとか、そういう形で不必要なものまで加算されて、そこに保険料が使われていた。それに対して、そこまで使う必要があったのか、むだ遣いだという形で言われたのではなかったのかなと。

したがって、つくったものすべてがむだなもの、あるいはけしからぬものであったというふうには私は理解をしていなかったんですけれども、その点はどのように考えていらっしゃるのでしょうかというところで、まず、国民年金法の七十四条と厚生年金法の七十九条を根拠にして、年金保険料の使い道として、年金給付以外にどのようなものに使われていたのかということと事務方

の方から御説明願います。

○青柳政府参考人 これまでに年金の給付費以外に、年金保険料から国民年金法の七十四条あるいは厚生年金法の七十九条等を根拠に、いわば被保険者の福祉の向上を目的として支出されたものの総額ということでございますが、昭和二十年度から平成十五年度までの総額で約五・四兆円となっております。

その内訳、大きなものを申し上げれば、いわゆるグリーンピア、大規模年金保養基地や、被保険者の住宅融資関係並びに年金資金運用基金の事務費の交付金が約二・三兆円、本日話題になっております年金の福祉施設事業関係が約一・四兆円、被保険者サービスのための年金相談あるいは受給者等の年金給付にかかわるシステム経費等の経費が約一・五兆円、それから、義肢、装具等の支給等に係る委託費関係が約〇・二兆円となっております。

なお、このほか、国の厳しい財政状況を踏まえて、平成十年度以降、財政構造改革法を受けて、本来国庫負担とされておりました年金事務費の一部に保険料財源を充てさせていただいております。この特例措置の関係経費が約〇・五兆円。したがって、これは冒頭申し上げました五・四兆円とは別に〇・五兆円ということになりますので、福祉施設でいえば五・四兆円、それ以外のもも含めれば五・九兆円というのが数字でございます。

○園田(康)委員 その中で、やはり先ほども少し触れましたが、福祉施設にかかわるものではない部分で、大要職員の方の、優遇措置ではありませぬけれども、そのように使われていたものも一つある面問題になっていたわけでありまして。

そういったものも含めて、この福祉施設、今回上げられている福祉施設だけが例外なく整理合理化されるということではなくて、本来、すべてにおいて、そういうふうな例外なくおっしゃるのがあるならば、ほかに使われたそういったさまざまな部分、これも例外なく処理、整理合理化され

るべきであると私は考えるんですが、どうでしょうか。

○青柳政府参考人 ただいま申し上げました内訳に即しまして申し上げますと、大規模年金保養基地と年金住宅融資につきましては平成十七年度で廃止をするということにしております。また、義肢、装具等の支給に係ります委託事業等についても平成十六年度をもって終了させていただいております。一方、年金相談業務等につきましては、被保険者等へのサービスの向上に直接寄与するという観点から、今後とも国民のニーズに応じて適切なサービスの確保を図っていく必要があるというふうに考えております。

また、福祉施設費ではございせんが、事務費の一部につきましては平成十七年度に徹底的な合理化等を図ったわけでありまして、特にマツサージ機器等健康管理器具等について保険料が充てられていたようなものについては、新たに購入しないということに対応したところでございます。

いずれにいたしましても、これらのものについては、特にそういった事務費関係のものについては、さきの年金制度改革をめぐる国会審議の中では、社会保険庁の予算執行のあり方が非常に問題があるのではないか、特に物品の調達等が非常に不透明ではないか、こういう観点からの御批判をいただいたものと私も受けとめております。

コスト感覚の緩みでありますとか予算執行の厳格さへの意識の不十分さ、こういったことが全体の背景としてあったものというふうに反省をしております。

ところでございまして、この点につきまして、既に緊急対応プログラムの中で予算執行の透明性の確保という観点から取り組むこととしておりまして、具体的には、物品の調達に当たりまして調達委員会という形で厳正な審査を行いまし、競争性や透明性の向上を図るとともに、コストの削減に努める。さらに、先ほども御質問の中にございましたように、例えば地方の社会保険事務局等の庁舎の賃賃料についても、これについて

削減を図るということで、事務の合理化、効率化を図りまして、経費の節減に努めているところでございます。

○園田(康)委員 今述べいただきましたように、いわば予算執行上の何か不透明な部分があった、そして不必要な部分で使ってしまったということに関して、今後使わないといった話もありましたけれども、その買ってしまった、あるいはつくってしまったものもちゃんと処分をしていかなければいけないと私は思っているわけでありまして、その辺も踏まえて御対応をしっかりと整えていただきたいというふうに思っております。

そして、次の質問に移ってまいりますけれども、この法案が通りますと、私は問題が多くあると考えておりますので、まだこれに関しましていかなものかと考えておるわけでありましてけれども、仮にこれが通ったとしますと、十月一日からこの独立行政法人整理機構というものが発足をされるわけでありまして。これよりも以前に、先ほども少し六施設がというふうにお話がありましたけれども、これ以前に譲渡あるいは廃止をされる施設というものがどのぐらいあるのかという質問と同時に、そのうち既に売却されたものはどのぐらいあつて、三百幾つあるその施設の中からこの施設を売却するんだ、あるいは廃止をするんだということだれが選定して、そしてだれが売却をしたのかということをお答えをいただきたいと思っております。

○青柳政府参考人 私ども、従前から、継続的に赤字運営ということになってしまおうという見込みが立ち、かつ今後の経営見通しが極めて厳しいような施設、あるいは借地上にある施設でありまして建物解体し土地を所有者に返還する必要がある、こういったような施設につきましましては、機構の設立前に、私ども社会保険庁の責任におきまして早急に譲渡または廃止するということが取り組まされていたところであります。

と、厚生年金の老人ホーム等二十カ所の施設を廃止させていただきます。このうち売却した施設は三施設でございます。

この売却業務につきましては、当該施設の国有財産としての管理者が地方の社会保険事務局長でございますので、地方社会保険事務局長がこの売却をさせていただきます。

○園田(康)委員 そうすると、ではいいんですね、三施設ということ。私がきのういたいた、事前のペーパーでもそうなんですけれども。つまり、ここで本来でしたら、僕は、社会保険庁さんよく頑張っているじゃないかという褒めの言葉を述べようかなと思っておったわけでありまして、この中身を見ますと、まず健康保険から、若手健康保険所でございます。それから、厚生年金でサンピアの金ヶ崎というところでございますね。それから、共通部分といたしましてはペアーレの今治、この三施設が売却をされたという形でございます。

すなわち、先ほどお話がありましたけれども、それぞれに売却、簿価の価値、資産があつて、そしてそれに対する落札額というものがあつたわけなんですけれども、岩手の健康保険所に関しましては、これは三億四千二百万円に對しまして落札額は四千五百万円ですね。それから、サンピア金ヶ崎につきましては、これは十五億に對して一億四千七百万円ですね。割合でいきますとこれが九・七七%で、一割にも満たない価値でしか売れなかったということですね。それから、共通部分のペアーレ今治に関しては、これが九億四千七百万円で、落札額が四億三千七百万円。これは少し回収率がよかつたわけでありまして、四六・一一%ということ、まあまあ割といふ数字も上げているものもあれば、一割以下でしか売却できなかったものもということですね。

しかしながら、やろうと思えばやれるはずでありますし、社会保険庁の中には施設管理室というのがあつて、そこで十五人ほどの職員の方がこの全国の管理室を行っているというふう聞いてお

るわけでありまして、やる気になればこの方々だけでもこの施設をきちつと売却するという形に持つていくのではないかな。国がちゃんと責任を持つて、自分たちでつくつたものであるならば自分たちできちつとこれを責任を持つて処分していくということを行うべきではないのかなと私は思っているわけなんです。

そして、この三施設の収支状況を見ますと、そんなに赤字というわけではない、むしろペアーレ今治さんなどは昨年度は黒字を計上しているわけでありまして。そういった中を、いち早くこの三施設をばいばんと譲渡してしまつた理由が何かにはあるのかなというふうにお伺いしたいわけなんですけれども、もしお答えができるものであればお答えをさせていただきたいと思つた。○青柳政府参考人 先ほどもお答えをいたしましたが、売却したのが三施設でございます。実は、十六年度に廃止をいたしました施設が二十ございました。したがしまして、二十の中からやつと三つが売れたというふうには御理解をいただければと思つた。

○園田(康)委員 いや、それは結構なんです。だけれども、ちゃんと三施設は売ることができたというところであります。しかも、それは社会保険庁の責任をもって、国の責任でもってきちつと売却をすることができたということと私は理解をしていまして、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 これは、言つてみれば、一つずつそういう形で時間をかけて売却をするということが許されるのであれば、私どもの力でもある程度売却が可能というのは御指摘のとおりかと存じます。

ただ、今回お願いしております年金福祉施設の整理合理化に当たりましては、三百を超える施設を五年間という限られた期間の中で売却していくという一つの制約条件が課せられておりますので、これを専門的な知識もない私どもでこなしていくことはなかなか困難であろうということから、今回の法案のお願いをしているということ

で御理解を賜りたいと存じます。

○園田(康)委員 先ほどもちよつと議論になりましたけれども、ごめんなさい、これは質問通告にはなかつたんですが、今のお言葉の中で、五年間という期限が切られていくというふうにおっしゃつておられたわけなんですけれども、それを切られたのは社会保険庁さん御自身であるわけですし、先ほど、なぜそれじゃ五年間なんだ、こを少し追及してみたいんだという御意見もありました。

すなわち、これは、ある種だらだと、長々とやつていたのでは、またさらに国民からの御批判も受けるかもしれない、しかしながら、たつた一年、二年という期限でたき売つてもいけない、その中で五年ぐらいが適当であろうということだろうなというふうな想像はしているわけなんですけれども、だからといって、五年間期限が限られているということをもつて、それが国で売ることではないんだという理由には私はならないんじゃないかなと思つていまして、ありまして、本来ならばもう少しこの辺をお願いしておきたいと思うわけでありまして。次の質問に移らせていただきますが、どうかそう焦らないでいただければという気がいたします。

そして、先ほど議論になっておりました厚生年金病院についてであります。

今回、十施設の譲渡については、病院機能の公益性を損なうことがないよう十分に検証した上で、適切な方法によつて結論を得るというふうにおつしやつておられるわけでありまして。まず、この適切な方法というのは何を意味しているのでしょうか。

○青柳政府参考人 厚生年金病院につきましては、地域医療にとつて重要な役割を果たしているということ、この譲渡に際しましては、本年の二月二十五日の与党の合意事項におきましても、「病院機能の公益性を損なうことがないよう十分に検証した上で、適切な方法によつて結論を得るべき」とされております。この考え方に基きま

して、私も、整理合理化を進めていくということにしたいと考えております。

その際、地域医療を維持していく上で必要なさまざまな機能につきまして、地方公共団体に確認をしたり、あるいは協議をするということが必要になってくようかと思つたので、適切な方法、その具体的内容につきましては、それぞれの病院がそれぞれの地域においてどのような役割を果たしているかといったような、個々の状況に応じて判断をしていくことが必要ではないかと現時点では考えております。

いずれにいたしましても、具体的な進め方につきましては、この厚生年金病院に係る整理合理化計画を十七年度中に策定するというふうな考えでありますので、この過程において十分に検討してまいりたいと考えております。

○園田(康)委員 そして、その一方で、「社会保険病院の在り方の見直しについて」ということで、平成十四年十二月二十五日に出された健康保険法の一部改正案の中で、三年で社会保険病院については見直しをしていくんだということが言われておられるわけでありまして、三年という経過措置の期限が切られているわけでありまして。

その中で、「社会保険病院の整理合理化計画の策定」といたしまして、まず第一番目「単独で経営自立ができる病院」、そして二番目「単独で経営自立が困難であるが地域医療にとつて重要な病院」、そして三番目「いたしまして『その他の病院』というふうな書かれてはいるわけでありまして。この一、二、三という形の基準的部分、合理化計画の策定としてこの三つが掲げられているわけなんですけれども、どうしてこういった三つの基準、メルクマールというものが出されたのか、そして、その考え方と趣旨というものがあわせて聞かせていただきたいわけでありまして。

○青柳政府参考人 社会保険病院の整理合理化につきましては、ただいま御指摘もございましたが、平成十四年の十二月二十五日に私どもが方針

として定めました「社会保険病院の在り方の見直しについて」というところに基づきまして、最終的には平成十八年度に整理合理化計画をつくるということ、委員御指摘ございましたように、三年間かけてこれを三つのジャンルに分類するということを今進めておるわけでございます。

あくまでもこれは、この社会保険病院が経営改善をやった結果として、どういふように将来的な経営の姿が導けるかということを見きわめるための期間ということでございますので、単独で経営自立できる病院というのとは比較のメルクマールとしては立てやすいと思うわけでございますが、単独での自立は困難であるが地域医療にとつて重要な病院というのとは具体的にどういふことかということでございます。例えば、地域における医療機関の状況の中でどうしてもその医療機関の必要性があるというようなことが例えば一つのメルクマールになるかと。あるいは、地域に他にも医療機関があるけれどもお互いに役割連携をしているようなケースについてもこれを考慮していく必要があるのではないかと現時点では考えております。

また、三点目のその他の病院ということでございますけれども、これは一点目の経営自立のいわば裏返しみたいな概念にもなるかと思うわけでございますが、具体的には、今後は政管健保についても保険料をこういった病院等の施設整備には投入しないということをやっておるわけでございますから、建物の更新費用等を積み立てた上で、その後の単年度の収支が黒字でなければなかなか経営自立とはいえないのではないかとというようなことを現時点では念頭に置いておりますけれども、さらにこれは検討を深めていきたいというふうに考えております。

なお、この三つの分類については、単にこの三つに分類するだけではなくて、十八年度以降、どのような経営形態でこの社会保険病院というのを運営していくかということについても十分にあらわして検討しなければならぬと考えております。

し、また、その検討の結果として、その移行の形、あるいは統合の必要性、あるいは移譲、売却等の必要性というのを十分に検討した上で、整理合理化計画を取りまとめるに当たりまして、各病院の経営改善計画あるいはそういった収支の状況、地域医療における貢献度合いなどを総合的に評価して、最終的な整理をしたいというふうに考えております。

○園田(康)委員 そうしますと、ことしの五月三十一日に出されました社会保険庁改革のあり方の最終とりまとめの中で、社会保険庁の在り方に関する有識者会議というものがあつて、その中の二番目の事項で、「政管健保の運営主体について」という項目がございます。

その政管健保につきましては、「被用者保険の最後の受け皿として、安定した財政運営が図られる規模であること」として、保健事業の拡充などによつて、医療費適正化や被保険者に対する情報提供等の保険者機能を十分に発揮すること、そして三番、「都道府県単位での財政運営及び地域での医療費を反映した保険料率の設定がなされるよう、各都道府県単位で一定の自立性を有すること等が求められる」というふうになつておりますね。次ですけれども、「そこで、国とは切り離された全国単位の公法人を保険者として設立し、財政運営は都道府県単位を基本として、「保険給付」、「保健事業」、「保険料設定」等の事務を実施させることが適切である」となつてゐるわけであります。

すなわち、全国単位の公法人という形で保険者を設定して、そして、保険給付あるいは保健事業等々の事業については都道府県単位で行つていくことが適切であるという指摘を受けていらつしやるわけであります。

したがつて、この社会保険病院の考え方というのは、私は厚生年金病院のあり方にもすぐさま直結する形で考えていくものではないのかなと。すなわち、これは大臣に対する一つの御提言という形でお聞き入れをいただきたいわけでありま

すけれども、何が何でもしやくし定規で、厚生年金病院は、ほかの福祉施設と一緒に、売り払つてしまふ、あるいは処分をするという形で行うのではなくて、一方で社会保険病院のきちつとした有識者会議のつとめてつこうという提言がなされて、そして、一つにはこの基準に従つて今後行つていきましようという形が言われているわけであります。この考え方を、当然のごとく、私は、確かににもともとの質では違ふ病院ではありますけれども、ただし、地域医療の中核という面からいえば、あるいは貢献度という面からいえば、それは変わらない話、どの病院も変わらないわけであり

ますから、したがつて、そういう形から処分をしていくということではなくて、ぜひ、この社会保険病院の考え方、整理のあり方というものも、厚生年金病院のあり方という中にきちつと取り入れて考えていく必要があるのではないかとこのうに考えるわけなんです。

その中の一つのポイントとしては、公的な位置づけというものの、やはりこの売却、あるいは、先ほど少し国が買い取るべきだという話もありました。すなわち、これは何を意味しているかといひますと、厚生年金病院あるいは社会保険病院については公的機関という位置づけが必要になつてくるとはならないかということでありまして、これも、大臣、その辺はいいかげんかでしょうか。ちよつとこれは質問通告にありませんけれども、こういう考え方もあるんだということでございます。

○尾辻国務大臣 今まで厚生年金病院などが果たしてまいりました公的病院としての役割、これは非常に大事なものでございますし、そしてまた、私どもは、こうした機能は今後も引き続きその機能を果たしてほしいというふうに、当然のこととして考えておるところでございます。したがつて、売却するとしても、そうした機能が維持できるようにという配慮は最大限しなやかいかめと考へております。

厚生年金病院をどうするかという基本方針も、また私ども十七年中にということと定めることと

しておるわけでもございますから、そうした中で、今の先生のお考えなどというのをもまた参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいと存じます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

ぜひ、一律な基準でぶつた切ることではなくて、この中でも厚生労働省から示されている意見だけではなくて、ほかのそういった切り口も持つて取りかかつてほしいということを申し上げておきたいと思ひます。

残り時間、ちよつと少なくなつてきたんですが、あわせて、この病院関係につきましてはもう一つだけお伺ひしておきたいと思ひます。

厚生年金病院と密接に関連するものとして、病院と在宅のいわゆる中間施設的な位置づけを持つた、リハビリの機能を持った、あるいは生活指導や栄養指導を持った保養ホームというのがあるわけでありまして、これは全国で四つあるわけでありまして、そのうちの三つが、湯河原、玉造、湯布院。これは、先ほど申し上げた厚生年金病院に付随した形で建設をされているものであるというふうに私も理解をしているところでございます。すなわち、厚生年金病院につきましては、十分に検証した上で、病院の機能の公益性を損なうことがないようにということでおつしやつておられるわけではございませんけれども、この保養ホームにつきましては、施設の中心の機能の維持を条件としたところまではいんですが、一般競争入札という形で、この扱いが大きく変わつてゐるんですね、病院と保養ホームと。

したがつて、私から言わせれば、やはり厚生年金病院、病院の位置づけとしてこの保養ホームというものも考えていかなければいけないのではないかとこのうに思ひかけておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○青柳政府参考人 年金の福祉施設につきましては、いずれにいたしましても、年金の保険料を今後福祉施設に投入しないということとあわせまし

て、年金資金への損失の最小化を図ること
を基本原則ということで、その整理合理化に取り
組ませていただいております。

ただいまお尋ねがございました厚生年金の保養
ホームにつきましては、長期にわたる患者へのリ
ハビリテーションあるいは生活指導等を行う施設
ということで、大きな役割を果たしておるものと
承知しておりますが、病院と一体のものという
位置づけでは医療法上もないというふうに認識を
しております。

しかしながら、地域の保健医療に貢献している
施設であるということには紛れもございませんの
で、その譲渡に当たりましては、委員からも御指
摘ございましたように、施設の中心的な機能の維
持を条件として、一般競争入札によるということ
で譲渡を図りたいと考えております。したがいま
して、保養ホームが地域において果たしている必
要な機能というのは、何とか維持がされるもの
ではないかというふうに考えております。

○園田(康)委員 ぜび、個別に対応というのも一
つ考えとしてはあるのかもしれませんが、やはり
地域的な部分で、グループということではありま
せんけれども、地域的な面で見ていただいて、そ
の上で、どこが譲渡あるいは売却がいいのかとい
うことも考えて行っていたらいいかなというふう
に思っております。

そして、もう時間がなくなってきましたので、
ちよつと中間を、質問としては用意をさせていた
だきましたけれども、少し最後の部分に飛ばせて
いただきたいと思います。

昨年の年金審議の中で、私も坂口前大臣に言わ
せていただいたことがございました。先ほど尾辻
大臣も、今回、法の目的が、いわゆる背景とし
ては国民からの信頼を取り戻さなければいけない
ということがあって、だけれども、お金をやはりむ
だに使つてはいけないうことだ、そして、何とか回
収をしていくんだというふうなお話がありました。
損失の最小化を図っていくんだということをおつ
しやっておられました。

それでいきますと、では、私も昨年御指摘をさ
せていただいたんですが、厚生保険の特別会計の
うち、業務勘定で、御承知のとおり、特別保健福
祉事業という形で一兆五千億が厚生年金保険の年
金勘定からこちらに繰り入れがされているわけな
んですね。

したがって、私としては、お金がない、な
いというところであるならば、この一兆五千億
というお金、これをきちつとやはりもとの場所に
返すべきであるというふうに考えるわけなんです
けれども、そのことも踏まえて、拠出金負担助成
事業あるいは特別事業助成事業という形で二点行
われているわけなんです、この逼迫性というも
のは一体どの程度なものであるのかということも
踏まえて、ちよつと西副大臣、お答えをいただ
きたいと思っております。

○西副大臣 お答えをいたします。

特別保健福祉事業資金といふのは、厚生保
険特別会計の中で、いわば業務勘定でございます
が、一般会計から繰入金をもとにして、平成元年
に設けられた資金でございます。一兆五千億、
先生のおっしゃるとおりでございます。その運用
益を用いまして、医療保険の被用者保険が負担す
る老人医療費の拠出金の軽減など、老人保健制度
の基盤の安定化を図るために使っているものでご
ざいます。

御指摘のように二点ございまして、拠出金負担
助成事業、これは、被用者保険の保険者の老人保
険拠出金の負担に対して助成を行っているもの、
十七年度で四十七億円。特別事業助成事業、これ
がもう一つございまして、これは、被用者保険
の保険者が行う老人医療費の適正化に関する事
業、いわゆるヘルス事業、健康増進の事業、十七
年度で四十三億円。この二種類、合計約九十億円
ということになっているところでございます。

○園田(康)委員 その運用益九十億円、当初は九
百億円近くあったわけでありまして、これが年
々の運用利率に減つてきてしまつて、私
もう九十億円しかない。そうなつてくると、私

は、この業務勘定の意味そのものが体をなしてい
ないんじゃないかなという気がいたしております。
す。

昨年、坂口前大臣は、早ければ十七年、ことし
でありますけれども、遅くとも十八年には国会に
案を提示いたしますという約束をしておりました
だいたというふうに私は受け取っているわけなん
ですが、今後、この業務勘定の廃止といひます
か、厚生年金への返却ということも踏まえて、こ
の医療制度の考え方をぜびとも大臣から、決意も
踏まえてお答えをいただいて、私の質問を終わ
りたいと思っております。

○尾辻国務大臣 たしか昨年の四月だったと思
いますが、先生が坂口前大臣にお尋ねになつて、お
答え申し上げております。

改めてまたお答え申し上げますけれども、この
今の資金のあり方というのは老人保健制度のあり
方と不可分でありまして、したがいまして、
今、来年の通常国会に高齢者医療制度の創設を含
む医療保険制度改革のための法案を提出いたした
と思ひますので、その際にこのこともあわせて
というふうに考えておるところでございます。で
できるだけ早期に返済することを検討したいと思
ひます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

ぜび利子もつけてお返しをいただきたいと思
うことをお願い申し上げます。質問を終わりたい
と思ひます。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。

今回の法案は、私は二回目の質疑になりますけ
れども、年金行政や社会保険庁に対する批判にこ
たえるという名のもとに、国民生活にとつても地
域にとつても大事な財産であるさまざまな社会福
祉施設を一律に売り払つてしまおうという重大な
法案です。

これが実施に移されますと、厚生労働省自身が
掲げております、医療分野でいえば健診や予防の
問題、それから小児救急やリハビリ医療の問題、

さまざまな問題と逆行する事態が生まれてしま
う。しかも、大臣は私の質問に対して、この方向
に行きますと国民の皆さんに申しわけないことに
なるといふところまでお認めになりました。

問題は、やはり、長年にわたつてつくつてきた
私たちの財産を売り払うというわけですから、そ
れが一体どういう状態に今置かれているのか、本
当に真剣に、お互い立場は違ひますけれども、そ
こに根差した議論をしなければ、それこそ質疑自
体が国民に対して申しわけないことになるという
ことだと思ひます。

きょうは私、大臣に、厚生年金病院をめぐる問
題と老人ホームの二つの問題を中心にして話して
まいりたいと思ひます。

先日、私、東京の厚生年金病院をお訪ねしまし
て病院長と懇談し、また、施設を拝見してまいり
ました。そのときに、きょう理事会の了解を得ま
して皆さんにお届けしました資料なんですけれど
も、今問題になつております全国の厚生年金の十
の病院のそれぞれが各地域においてどういう役割
を果たしているのかということをもとめた一覽表
をいただきました。皆さんのお手元にも今届いて
いると思ひます。

きょうも質疑で大分紹介されておりますが、例
えば北海道の登別厚生年金病院、二百四十二床、
ここでは、「登別市内唯一の公的病院として、ま
た総合リハビリテーション承認施設として、地域
の自治体等から強く存続を求められている。」とい
うふうにあります。東北厚生年金病院、五百床で
す。「宮城県のみならず東北地方の基幹病院の一
つである。病診連携を推進し、登録施設が二百を
超える。救急告示病院、災害拠点病院として地域
の救急医療を担っている。」それからまた、高知の
厚生年金高知リハビリテーション病院では、「地
域の公的病院では最も多くの人工透析を行つてい
る。理学療法士等、人工透析従事者の研修指定病
院である。」こういうことが、十の病院ごとにずつ
と書かれております。

これを見まして、それぞれの病院が、つくられ

てから大体もう四十年、五十年たちますけれども、やはり地域の中でのかけがえのない役割を果たしてきたんだということを改めて痛感いたしました。

もともとこの厚生年金病院というのは、厚生年金法第七十九条で、被保険者、受給権者の福祉を増進することを目的にしています。しかも、地域に根差しておりますから、多少のこぼれはあつたといえども、一番直近の例では全部黒字なんです。

私は、大臣にまずお尋ねしたいんですけれども、こうやって十の病院の現状を見ますと、いずれも本来厚生年金病院に求められている仕事を担っている、その努力を尽くしている、そういうふうに見えていいんじゃないでしょうか。大臣はどういうふうにお考えになりますか。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○尾辻国務大臣 今お話しいただいたことを繰り返すことになりましたので、改めてとも思いますけれども、申し上げますと、厚生年金病院は、厚生年金保険法第七十九条の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として、疾病や事故により身体に障害を生じた被保険者等を対象に高度の整形外科療養やリハビリテーションを行い、職場への早期復帰を図ることを目的として設置されたものでございまして、地域医療において重要な機能や役割を果たしてきたものと認識をしております。

○山口(寛)委員 そういう認識をしていらっしゃるなら、今の厚生年金病院の果たしている役割から出発すれば、これを売却していいという理由はどこからも出てこないじゃないですか。

私は、これをもう少し具体的に見てみたいと思うんです。

東京厚生年金病院を訪ねたわけですが、これも、ここは一九五二年につくられて、病床数五百二十です。非常に大きな病院になっています。東京の新宿ですから、都心です。温水の施設もありまして、一種のプールですね、水を使つての治療もできますし、体育館もある、総合的な高度なリハビリ施設を持っております。発症期の急性期から回復期まで一貫したリハビリの体制ができる。しかも、感心いたしましたのは、医療機関の連携が大変密になっておりまして、紹介率が五一・三%なんです。

それで、後ほど大臣にもお届けしたいと思うんですが、この病院がつくりました、地域からどれだけの患者さんを紹介しているかという一覧表があるんです。わざわざ手書きでつくられた、見事なものだと思つたんですけれども、これを見ますと、例えば千葉でも、松戸、市川、浦安とか、全部入っているんですね。東京だけでなく、首都圏の千葉、埼玉、神奈川、こういうところを含み込んだ拠点病院になっております。

しかも、今、厚労省が介護問題を重視しておりますが、その中で、高齢者の場合、転倒、転んではまうことが介護状態に陥る大きな理由の一つになっております。この病院は全国に先駆けて転倒予防教室というのをつくって、自分の病院だけで自己完結するんじゃないやなくて、スタッフを育てて全国に出張してその教室をやっているんですよ。私はその教室も拝見してまいりました。それから、つけ加えますと、小児救急などのいわゆる不採算と言われる部門でも力を発揮しているようです。

こうした取り組みの結果、厚労省も出資しております日本医療機能評価機構というのがあるんですけれども、ここがやりました病院評価で全国最高の評価を得た。雑誌の経メディカルが「良い病院ランキング」というのを発表しておりますが、これの全国第一位なんです。

大臣にお尋ねしたいんですけれども、私は、こういう厚生年金の病院が全国第一位の評価を得ているということは非常に大事な、厚生労働行政の側から見ても大事な経験だと思つたんですけれども、こうした専門医療分野、それから地域の医療の分野で果たしている役割というのはとても一朝一夕にはできないと思うんですね。そういうものとして今の東京厚生年金病院の位置づけがあるとは、

いうふうには私は思うんですが、大臣はどうお考えですか。

○尾辻国務大臣 今のお話のことでいいですと、私も全くそのとおりに思いますというお答えになります。

今言われたようなことを繰り返し申し上げることははやめますけれども、また、お使いになった言葉で言いましても、そうした評価という、特に「良い病院ランキング」一位になるんというのがまさに一朝一夕でできるものじゃありませんから、長い間の積み重ねでそういう評価を得られておるといふことに改めて、私が厚生年金病院に対してそういう表現を使うのはいかがかとともに思います。敬意を表させてもらいたいなというふうに思います。

○山口(寛)委員 冒頭で、十の病院の地域で果たしている役割を紹介いたしました。それから、今また東京厚生年金病院について触れましたけれども、大臣は、これはやはり歴史的につくられてきたものだといふことで評価されました。

では、改めてお聞きしますけれども、一体、売却する理由がその現状から出てくるんですか。全く出てこないじゃないですか。それこそ、政府側の年金行政の問題、社会保険庁への厳しい批判の問題、そこから生まれてきている理由であつて、今の病院に何の責任もないんじゃないですか。この病院の関係者や利用している患者さん、それから広く国民の皆さんに、なぜ十の厚生年金病院を売却しなきゃいけないのか、その理由を示していただきたい。

○尾辻国務大臣 そが、私が国民の方々のお声だといふふうには私は判断していますと申し上げておるところでございます。

例外なく福祉施設を売却しろというお声、これは極めて強いものがございますし、今日なお強いのがあると私は判断をいたしております。

率直に申し上げた方がいいと思いますから申し上げますが、この話が出ましたときに、私は、例外なく全部福祉施設を売却すべしという御

意見に対して、そういう御議論が随分ありましたから、厚生年金病院も含むんでしょうかねと言ったこともあります。ただ、私がそう言った相手の方はお一人じゃなくて、かなりの方がそうだといふふうには、私のそういう問いかけに対して言われたことも事実でございまして、ずっとそうした皆さん方の御意見を伺ってきた積み重ねで、私は、やはりここはもう例外なく、社会保険庁が持つている福祉施設と言われるものは売却しなきゃいかぬのだな、これが国民の皆さん方のお声なんだなというふうには判断してまいったところでございます。

○山口(寛)委員 この問題は前回の質疑でも私が指摘いたしましたけれども、その大臣の物の見方が間違つておるんです。だって、国民の中には例外なしに厚生年金病院を売却してくれななという声は全くありませんよ。一体、この病院にかかわる自治体で一つでも売却してくれという決議を上げたところがありますか。一つもありませんよ。私は、大臣は厚生労働行政の責任者なんだから、やはりまずその出発点の認識の誤りを正してもらわなければ、それこそ国民の皆さんに対して済まないことになつておるんです。

私がこの点で改めて感じますのは、ここできょう十の病院を上げましたけれども、皆さん、この病院の地域における役割を見ていただきたいんですが、共通して出てくる言葉があります。それはリハビリという言葉なんです、リハビリテーション。

なぜこれが十の病院全部に共通しているかというと、これは、私、前々回、森岡政務官の発言の問題をめぐって議論いたしました。戦後の厚生労働行政が、今は余りこの言葉は使いませんが、傷ついた兵士たち、私たちが子供のころは傷痍軍人と呼ばれたけれども、その方たちの、負傷した兵士、旧日本兵のリハビリのために国がつくったわけですね。ですから、あるところは温泉に近いところにつくりましたし、今でも医療分野の研究で、リハビリ医療ではやはり国の厚生年金

病院というのが非常に先駆的な役割を果たしてきたというのはもう間違いないと思うんです。

幾つか例を挙げてみますけれども、例えば大分の湯布院厚生年金病院、ここに書いてありますが、高度医療と滞在型の温泉療養施設が連携して、総合的なリハビリテーションを提供している。ほかにも例を見ない貴重な医療療養施設で、そのために湯布院では人口一万二千人の方の四倍以上の存続を求める、これは廃止じゃありませんよ、存続を求める署名が集まっている。

それからまた、神奈川の湯河原厚生年金病院、これは私が子供時代の話になりますけれども、私は、おばがこの病院の当時婦長をやっておりました、おじが技師をやっていたものですから、本当に小さいときからよく通ったんです。そこで初めてスロープという言葉も知ったし、リハビリという言葉も湯河原で初めて知ったんです。この病院は、首都圏を中心として、呼吸器疾患の温泉リハビリ施設としては非常に大事な役割を果たしていると聞いております。

また 島根県の玉造厚生年金病院、私は初め聞いたときに、玉造と聞いたものですから、大阪かなと思って、意見を寄せられた方に怒られちゃったんですけども、島根県の病院ですが、人工関節手術では西日本有数の高度医療施設である。ここでも地元自治体からの存続の意見書が出ている。

大臣に先ほど、多くの声は売ったらどうかという声だという話でしたが、少なくとも今挙げたような病院をめぐっては、周りの自治体からはいずれも存続、続けてくれという声が出ております。その幾つかは大臣も直接聞いているというのが、きょうの質疑でも明らかにしましたけれども、大臣はこういう存続してくれという要望にどうこたえるつもりですか。

○尾辻国務大臣 先ほど率直に申し上げますというふうに申し上げました。私も厚生年金病院の歴史も承知はいたしておるつもりでございます。

先ほど部長が園田先生へのお答えの中で、義肢、装具等の支給に係る委託事業ももうやめます

というようなことを言いましたけれども、厚生年金病院の歴史の中で、こうしたことも厚生年金病院にやってきていただいたわけでございます。

そうしたことともよく承知をいたしておりましたから、申し上げましたように、去年、例外なくという話が出ましたときに、先ほどのことをもう一回申し上げますけれども、私は厚生年金病院も例外なくですかと随分、正直に言いまして、言った一人であります。しかし、皆さん方のお声というのは、私の聞きました皆さん方のお声というのは、

は、例外なくだと、厚生年金病院も含んで例外なくだというふうに私には聞こえたわけでありま
す。聞こえたわけでありますというか、私はそれ
が多くの皆さん方のお声だったと理解をいたしま
して、私がやるべきことは国民の皆さん方のお声
にきっちりおこたえするのが仕事だと思い、この
作業を進めてきたということでございます。

○山口(富委員) この話は、繰り返しになります
が、私が尋ねたのは、この病院のある地域からは、
かけがえのない財産だ、これを存続させてほしいと
いう声が上がっている、これに対してどう大臣はこた
えられるのかという点を尋ねております。

○尾辻国務大臣　そういうお声はよく承知を当然いたしております。これも先ほど来お答え申し上げておるとおりであります。

地域の皆さん方のお声と多くの国民の皆さん方のお声、これを私もよくお聞きして、どちらのお声というのが多くの国民の皆さん方のお声なのかということをお断しなさいかぬというふうに思ひまして、今日までそのことを思ひな

がら判断をさせていただいたということでございます。あるいは直接先生の御質問にお答えしてないのかもしれませんが、総論と各論という言い方をきのうから申し上げておりますが、やはり総論どちらが、総論といいますか、多くの皆さん方のお声がいずこにあるかということで私は判断をさせていただいたところでございます。

○山口(富)委員　総論　各論ではこれはありません。

ん。出発点で大臣が、私は大臣にかわることができませんから一体どなたの声を聞きになったのかはわかりませんけれども、多数の声が廃止の方向にあるというのは私は全く違うと思っているんです。大体、実情からいきましても、前回の質疑でも明らかにしましたが、三百二十八ある施設の七六％あるいは七七％は黒字なんです。それを三百億円かけて売り払うというんだから、私は、今の状態からいっても、本当に道理がないやり方だと思っています。

それで、きょうは医政局長にお越し願ったので尋ねておきたいと思うんですが、病院関係者が今大変心配しているのは、民間に売り払われた場合に、いわゆる不採算の部門がどうなってしまうのかというのは本当に深刻に出されております。

例えば、九州厚生年金病院でいきますと、小児救急、産科救急を含めて北九州市全体の救急医療を担っている。ですから、地元からは、ここが民間に売却されると地域医療の混乱は必至だという声が上がっています。それから、大阪厚生年金病院、ここは大阪市の中核病院の一つとして、救急の二十四時間対応なんです。ここでも小児救急の二十四時間対応をやっているんですが、非常に少ないんだと。大都市圏ではこれは今でも問題になっております。

それで、小児救急の問題でいきますと、最近の厚労省の発表を見ましても、次の担い手をつくるることに、みなさんなかなか苦労されているようなんですが、今あるこういう小児救急で大事な役割を果たしている病院が売り払われてしまう。

しかし、医政局長に確認しておきたいんですが、この小児救急のような分野というのは、本来、公的な病院が率先して担うべき分野ではないのですか。

○岩尾政府参考人 救急医療、特に小児救急は、地域住民が安心して生活する基盤でございますので、そういう医療機関を確保するということは重要だと思っております。

厚生年金病院の一部、特に先生が御指摘になりました大阪厚生年金病院それから九州厚生年金病院は、二十四時間三百六十五日、小児救急を実施しているというふうに聞いております。地域医療の確保については、一定の役割を果たしているものと考えております。

○山口(富)委員 医政局長が役割を果たしているとはつきりお認めになりました。

大臣、これだけの役割を果たしているところを、大臣の聞いた声によつて引き続きやはり売却

するんですか。

○尾辻国務大臣 この法律案をお願いいたしておるその立場はそれとおりでございます。したがって、売却するののかしないのかというふうにお尋ねになりますと、譲渡するための法案をお願いしておるわけでございますから、その立場に変化はございません。

○山口(憲)委員　では、具体的に聞きましょう。

例えば、三月十日の与党の年金制度改革協議会の合意で、厚生年金病院の売却については、地域医療にとって重要な病院については、地方公共団体などとの協議の上、その機能が維持できるように十分配慮するとなっております。そして、厚生省が三月三十一日に出しました整理合理化計画を見ますと、「別途、平成十七年度に定める。」としております。恐らく、この与党の合意を踏まえた

ものになるんでしょうけれども。それで、確認しておきますが、まず、地方公共団体との協議というふうになっています。私、ちよつと調べたんですけれども、東京の厚生年金病院でも、昨年十月から十二月の外來の患者さんを調べた表があるんですが、東京と神奈川合わせ、一市十五区に及んでいます。

そうすると、皆さん方がおつしやる地方公共団体との協議というのは、この病院にかかわる、例えば医療圏ですとか利用者が住んでいる地方自治体ですとか、かなり広いところとの協議を尽くすというふうに理解してよろしいんですね。

○尾辻国務大臣 私は、その病院が存在する地方

公共団体というふうはこの文章は理解をいたして
おります。

○山口(富)委員 それでは機能の維持にいかない
わけですよ。現実には、各地域、その単独の地方
自治体だけではなくて周りを含めた、だって、政
府自身がそういう医療圏で対応しろと言っている
んですから、それさえ踏まえていないんだつた
ら、私はそれを撤回してもらわなきゃいけないと
思うんですよ。

やはりきちんと利用者を含めて、この関連する
地方公共団体と協議を尽くすという立場に大臣は
お立ちなんですね。重ねて答弁をお願いいたしま
す。

○尾辻国務大臣 ここに書いてありますように、
「地域医療にとって重要な病院については、地方
公共団体等と協議の上、その機能が維持できるよ
う十分考慮する。」と述べておりますから、これは
当然守るべきことだというふうに考えておりま
す。

○山口(富)委員 でしたら、その機能の維持の問
題なんですけれども、病院というのは単なる建物
じゃありません。そこには、お医者さんいます
し、医療の設備もありますし、看護師さんもち
ろっしやいます。それから、附属のさまざまな
寮ですとか、一連のものがあるわけですね。

そうすると、機能の維持といった場合に、当
然、雇用関係の確保というの大事になるわけ
ですけれども、この機能の維持というのは、そうい
う広い意味での機能の維持なんだというふう
に理解していいわけですね。

○尾辻国務大臣 一言で言いますと、私は、今お
述べてになりましたような非常に広い意味での機能
というふうには理解をいたしております。

○山口(富)委員 きょうは私はこの厚生年金病院
の問題で議論してまいりましたが、やはりこの機
能を維持するという立場に立つのであれば、一番
やりやすいやり方は存続するということなんで
す。これは、法人をつくって買収する探すという
新しいプロセスをつくってしまうから、話がやや

こしいんです。

もともと、私は、厚生労働行政というのが求め
られているのは、例えば厚生年金病院でも、これ
だけの力を発揮してきた、そういう歴史や経験を
よく学んで、それを全国に普及する仕事だと思
うんです。私は医政局長に確認しておきたいん
ですが、そういう仕事はきちんとやってきている
んですか。

〔宮澤委員長代理退席、委員長着席〕

○岩尾政府参考人 医療計画に基づきまして、各
地域で必要な医療資源をどのように提供してい
かというところは、医療法の中にも規定されてお
りまして、地方自治体の長がその旨計画を立てるこ
とになっておりますので、そういうような中で必要
な医療資源としての病院は整備されているものと
いうふうには理解しております。

○山口(富)委員 何か、よくわからない答弁でし
たね。

私は、厚生省の戦後の歴史にもかかわるよう
な、将来に向かって、二十一世紀に禍根を残すよ
うなやり方はやるべきじゃないということを、重
ねてこの厚生年金病院の問題では指摘しておき
たいと思います。

最後に、老人ホームの問題を取り上げたいん
ですが、資料の二枚目をごらんください。

これは厚生労働省からいただいた長期入居型の
老人ホームにかかわる資料なんですけれども、
今、老人ホーム三十二施設中、長期滞在型が二十
二ある。それから、休暇センターなどにある総合
老人ホームが十七施設中に八ある。これに終身利
用老人ホームが一つありますから、これを、既に
廃止されているところを除きますと、長期入居の
定員は千五百八十八人ということになっていま
す。そして、今、いずれもこれも黒字なんです。

大臣に確認しておきたいんですが、今入居され
ている方々の現行の契約の中に転居の要件など
示されていないということを、私は事前に厚生労
働省から確認しております。なぜ転居の要件はこ
れまで示されてこなかったんですか。

○尾辻国務大臣 厚生年金老人ホームの入居に当
たりましては、入居条件等を記載した厚生年金有
料老人ホーム利用規程をお示しいたしまして、入
居者の方々の同意を得ておるところでございます
す。

この規程におきましては、第十九条において
「ホームの運営上、所長が特に必要と認めたとき」
は入居を解約することができるとしております
て、厚生年金老人ホームの移転、建てかえに係る
入居者の取り扱いについては、これに基づいて退
去していただくということにいたしておるところ
でございます。

○山口(富)委員 それは別に転居の要件じゃない
んです。いわば、厚生労働省側あるいは委託して
いる側の、法人の側の都合によっていろいろなこ
とが起りますよということ述べているにすぎ
ません。

しかも、厚生省の資料によりますと、平均入居
期間は、長期入居型で約七十年十カ月なんです。
終身利用老人ホームの場合は八年八カ月。はつきり
言いますと、転居ということを全く念頭に置かな
いで今老人ホームに入っているという人なんです
ね。大体、老人ホームと考えましたら、それまで
働いてきた退職金ですとかいろいろなお金を出し
て入って、何とか年金で利用料を払って暮らして
いるという姿が大体私たちにもわかるわけです。

ところが、今度の施設というのは、今の老人
ホームに係る施設というのは、大体築二十年なん
です。そうすると、この間、前回から問題にな
ってありますが、築二十年というのはぶつ壊す
というのが社会保険庁の方針なんです。そうす
ると、転居の要件さえはつきりしていないのに、
二十年だから、恐らく売却になったら更地にする
んでしょ。となると、売却という建てかえ
によって、現在住んでいる方々を追いついてる
ということになりはしないのか。この点、大臣、ど
うお考えですか。

○尾辻国務大臣 これも御説明を申し上げてお
るところでございますけれども、老人ホームは現に
入居者の生活の場となっておるわけでございま
すから、今回、例外なく売却しますとは言ってお
りますけれども、他の施設とはまたそういう意味で
性格が異なるところを持っております。したがっ
て、入居しておられる皆様の生活に支障が生じる
ことがないようにする必要があります、これは当然の
こととして考えておるところでございます。

このために、一定期間の事業継続を売する場合の
譲渡条件にいたしますとともに、転居先施設の
あつせん等について、関係機関等とも連携を図
りながら対応していきたいと存じております。

○山口(富)委員 私は、生活している人に支障の
ないようにというのは、当たり前だと思ひます。
しかし、その当たり前のことを言わざるを得ない
ところに、今回の方向が、やはり福祉に反した流
れにあることのあらわれだと思ひます。

もともと、社会保険庁や年金行政への不信、批
判という点でいえば、流用したお金の問題ですと
か天下りの問題ですとか、明らかにすべきことは
たくさんあるわけです。それを年金福祉施設の売
却の方向に持っていくということは、私は全く間
違った厚生労働行政のやり方だということを最後
に指摘いたしました。質問を終わりたいと思ひま
す。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子
です。

今週で本国会も閉じるわけですが、今、
国会には暗雲が立ち込めております。理由の大半
は、筋悪法案ばかりで、例えば郵政民営化法
案、国民のとらの子に手を突っ込んで盗み出すよ
うな法案。そして、このきょうの独立行政法人の
売つ払い法案ですね、国民が一生懸命たててきた
保険料でつくった施設を二束三文で売つ払い、そ
うした法案。いずれも本当に、幾ら誠実な大臣が
一生懸命答弁されてもだれの心も晴れない、ます
ます梅雨空が広がっていくような本日の審議だっ
たと思ひます。

そこで、しばしの清涼感として、本日のトピッ

クスは、水道行政について聞かせていただきます。

六月一日から一週間、いわゆる水道週間でございます。今、公共のさまざまな問題、普通、公共料金といいますと、ガス、水道、電気、それから郵便局も私はパブリック、公共だと思えますし、福祉施設、医療も公共だと思えますが、そうしたものの足元が揺らぐことによって、国民には多大な不安感が押し寄せておると思えます。

この水道行政についても、私は、やはりこの委員会場でしっかりと確認しておかないと不安な点がございますので、きょうは冒頭お願いしたいと思えます。

現下の水道事業が直面する課題は、水質汚染が進む、あるいは、水道は皆水道に等しく敷かれたが、その修理にお金がかかる、そして大地震問題、地震列島でございますから、そしてまた、修理をして維持するというのは必ずしも財政的には潤うものではない、おまけに水道事業者は小規模な事業者が多いという中であります。

ここで、いわゆる地震災害等に強い水道づくりというのは、国土交通省も挙げての新たな課題となっておりますと思いますが、そのための予算措置並びに主体となる水道事業者への指導等の対応について、まず一点、お願いいたします。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

昨年六月に策定、公表いたしました水道ビジョンというのがございまして、この中で「災害対策等の充実」、これは非常に重要な柱として位置づけられておりまして、水道施設の耐震化、災害時の体制整備、その推進を図ることとしてい

るところでございます。

まず予算措置でございますけれども、緊急時の連絡管等の整備あるいは老朽管の更新などに対しまして従来国庫補助を行ってきておりますけれども、平成十七年度からは、基幹病院など災害時におきまして給水優先度の特に高い施設に対しまして配水確保するための耐震性配水管の整備、このようなものを新たに補助対象としてい

てございます。

また、水道事業者に対する指導ということでございますけれども、水道施設の整備に当たり、計画的な施設の耐震化を図ることができま

すように、水道の耐震化計画策定指針、こ

ういうようなものを策定しまして、水道事業者に対しまして技術的に支援を行っているところでござ

います。

また、適宜、立入検査等の機会を通じまして、危機管理マニュアルの策定状況や応急給水体制の整備状況等を確認しているところでござ

います。

○阿部委員 私が従来御質問をさせていただいて

いるように、病院も大事なインフラですし、特に

病院、今のお話にございましたが、透析等を行う

にも水道というのは早急に必要になります。神戸

の大震災でも、いわゆる透析をお待ちの患者さん

たちが寸断された水道管の中できちんとした医療

を受けられない、命綱がなくなるとい

うことがございましたし、スマトラにおい

てもささうでございましたので、今御答弁の件をしつかりとやって

いただきます。

あわせて、水道事業者が弱体でござ

います場合に、広域化というツールも利用していただ

きたいと思えますが、その点について

一点。

それから、この水道事業というのは、建築、土

木、化学、物理、生物、電気、機械、総合的な技

術力が必要としております。当然そこには、単に

IT技術を導入してそれだけで済むというわけ

ではなくて、実際にその職員の問題、技術水準の

低下を招かないような施策も必要と思

えますが、その点について、今の二点、お願いしま

す。

○田中政府参考人 まず、広域化の問題でござ

いますけれども、我が国の水道というのは非常に小

規模な事業者が多々ございます。このため、統合

あるいは広域化ということを行ってき

たところでございまして、依然として、規模が小

さくて運営基盤が脆弱な事業者が多いということ

でございまして、引き続き、統合、広域化によ

って運営基盤の強化を進めていき

たい。

先ほども引用いたしましたけれども、水道ビ

ジョン、ここでもやはり地域の自然的社会的条件に

応じた多様な広域化を進めるというふうなことが

書かれております。単なる施設整備を中心とし

た広域化に加えまして、複数の水道事業におきま

す経営面での一体化あるいは管理業務の一本化な

どによりまして広域化についても、地域の実情に

応じて推進していき

たいというふう

に考えていると

ころでござ

います。

それから、IT云々ということ

でございますけれども、基本的にはITとい

うのはツールでございまして、より効率的に管

理を行うという意味では活用するのは非常に大

切だとは思

いますけれども、こういう水道の技術を担う人材の確保、育成

というの

は非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

います。こ

ういうのは非常に重要だと考えてござ

ましたような災害に強い水道づくりや、安全で良質な水道水の供給を目指して努力をしま

います。

○阿部委員 私は、今大臣が御披露いた

されたような水道行政に対してのき

つちりとした厚生労働省の取

り組みと同じように、公的な医療機

関であるところの厚生年金病院、あ

るいはこれから審議されますような

社会保険病院、そうしたものに

ついては厚生労働行政が、せんだ

つてもお尋ねいたしました

が、きつちりとみずからのビジョ

ンを持つていただきたいと思

うのです。

先ほど、山口委員との応答の中

で、医政局長が、例えば九州並

びに大阪の厚生年金病院は、小

児救急医療を担っておられる大

事な病院です。大臣に伺いま

す。もしこれが売却されて、その

結果、小児医療が継続できなくな

ったとき、大臣は責任がとれます

か。

私がこんな意地悪な聞き方をする

のは、私は、九〇年代から幾多の

小児科が閉鎖され、小児救急がや

れなくな

った現状を振り返りまして、た

よほどの覚悟がなければ、それも

国の政策医療のしっかりした中核

に添えて備えていただかなければ

、担い切れないのです。どうい

ったって不採算です。どう努力し

たって不採算です。私は、小児医

療が今、日本の中で危機的な状

況にある、その中であつてこう

した厚生年金病院の売り払いが

考えられる、本当に恐ろしいと

思

います。大臣、もう一度伺いま

す。もしこの売却によって小児

医療が続けられなくなったとき

、大臣はどんな責任がとれます

か。

○尾辻国務大臣 そうした病院が今持

っておりま

す機能をそのまま存続させて売却

が行われ

る、そのことを望んでおるわけ

でござ

います。

ただ、先生が、そうでなかつたら

というお話

でございますし、私の責任というこ

とでのお尋ね

でございますけれども、決してその

ことを外して

お答えするつもりもござ

いませ

んが、今私に与えられた責任とい

いますか

役目というの

は、国民の皆

さんの年金、社会保険庁に対する信頼を回復して、もう一度年金を持続可能なものにきっちり立て直すことだというふうに思っておるところでございます。私は、まずその責任を果たしたいというふうに考えておるところでございます。

○阿部委員 私は、それでは大臣は未来への責任を果たせないと思うのです。ビジョンというのは未来に向けたものです。そして今、我が国が最も力を入れるべき、私は、少子化対策ばんそうこうではなくて、子供たちを育てるビジョン、子供たちを支える医療のビジョンだと思います。

ほかにも医療というのはいろいろな役割を担っておりまして、私は、先ほどの山口委員と局長、大臣の答弁を重ねて聞くと、とても納得もできないし、これは予定外の質問ですが、不安はむしろ増大してしまいました。

もっと具体的に言えば、例えば病院の売却問題が起こったときに、まず医師たちの間に動揺が起こります。新たな研修医が来なくなります。そのことによって、一番先に人手がたぐさないなければできない小児救急医療というのはパンクします。これは、幾多の経験の、私自身の通ってきた道です。

私は、やはり厚生年金病院は、例えば事業税を払っていない分、公的だと思えます。あるいは、その建てている施設についても、土地についても住民税等々は免除されております。それだけの公共性のかわりに、公的に大事な小児救急医療を担っていただいたり、リハビリ医療を担っていただいたりするわけです。

だからこそ、今この場で私は大臣に伺いたいのは、一体、厚生労働行政の中で、これから公的な医療ということはどう位置づけていくのか。先ほど、五島委員の質疑の中に、私は極めて明確な答えがあったように思います。

一つ一つばらばらに売り払われると、個々の病院は十分能力を発揮できないばかりか、まず医師が集められなくなるのです。ネットワークしていることによって、そこでの医師の充足なり研修な

りも速やかに運びます。大臣はそのようなことを考えたことがありでしょうか。私は、現場にいて本当にそういうものを幾つも見てきました。今ここでばらばらに売り払う、このことがネットワークを壊し、公的医療の役割を壊し、小児医療をなくす、この大きな、私は懸念じゃなくてもすぐ来る現実だと思えます。

大臣は、そういうネットワーク機能ということをお考えになったことがありかどうか、そして、そこでまず、どんな人たちが動揺し去っていくかということをお考えになったことがあるかどうか、お願いします。

○尾辻国務大臣 先生は医療の専門家でいらっしやいますし、まさに現場にもおられますから、十分にそうしたものを御承知であることは、今お話しのとおりであります。それに比べて私が現場を知っているかというふうにお尋ねになりますと、とても先生の域に及ばないと申し上げざるを得ないところであります。

ただ、小児医療につきましても、小児科の先生が自殺をなさったり、幾つかの悲惨な例があるということも承知はいたしておりますから、小児医療、そして特に救急医療の必要性、そしてまた今日置かれておる状況、何とかしなきゃいけないという状況にあるということは承知をいたしておるつもりでございます。したがって、そのことについても、全力を挙げて厚生労働省としても取り組みたいと思っております。

両方、私どもにとつては大切なことである。両方と申し上げましたのは、先ほども申し上げた、年金に対する国民の皆様方の信頼を取り戻すということと今の話を両方と申し上げたわけでございますが、どちらもまた欠かせない大事なことであるというふうにお考えいただきたいと思います。

そこで、病院一つ一つということと、まとめて考えるということについてのお話もありましたけれども、これはそれぞれまた考え方があらうと思えます。一つずつの立地条件などを見ながら、病院を見ながら売却するというか考えていくという

ことも必要でありましょうし、また、幾つかの病院をまとめて、それがまたさらに大きな機能を發揮するという考え方も当然あらうと思えます。これは、今後の、どうするかということの中でまた、そうした御意見などを踏まえながら私どもも対応してまいりたいと存じます。

○阿部委員 今、郵政民営化でも、いわゆる郵便局のネットワーク機能を活用して、それは金融にももしかして活用できるかもしれない、簡易保険でも生きるかもしれない、そういう論議を私たちは一方でしているわけです。そのときに、ばらばらに売って、そして、まして、きょう、もう一つ気になる答弁がございました。簡単な言い方ですが、保養ホームは一体的な運営ではないから先に売り払う。しかし、保養ホームと厚生年金病院も、相乗効果でおのの価値を高めております。これをばらばらにしたら、実は二、三が四の効果が一、一になるようなことも生じてまいります。

私は、今回のこの法案、大臣が何度も国民のニーズと言われていますが、やはり、最大限のおのの力が量を發揮できるようにするために連携させたり、込みで考えたりする必要があると思えます。保養ホームと厚生年金病院の一体的なつながりのもたらすメリットについて、大臣にもう一度御答弁いただきたい。ばらばらにするよりも相乗効果があると私は心得ますが、大臣はいかがですか。

○尾辻国務大臣 厚生年金病院に隣接して設置されております厚生年金保養ホームは、病院との連携のもとで、食事療法でありますとか運動療法等が必要とする方々に、栄養士による栄養相談でありますとか温泉を利用した滞在型のリハビリテーションを行って、利用者の社会復帰に貢献してきたと認識をいたしておるところでございます。

このような厚生年金保養ホームは、地域の保健医療に貢献している施設であることから、その譲渡に当たっては、施設の中心的な機能を維持することを条件とした、私どもが申し上げており

ます一般競争入札というこの原則は崩せませんので、その原則によって行いたいというふうには考えておるところでございますけれども、厚生年金保養ホームが地域に果たしておる必要な機能は維持できるように努力したいと考えております。

○阿部委員 私の質問はもっと簡単に、両方がドッキングしていることによって厚生年金病院の機能も上がっているんだということを大臣には御理解いただきたいんです。これがないとやはり、私は、実はきのう、湯河原の厚生年金病院と保養ホームに行つてまいりましたけれども、見ると聞くとは大違いだと私も思いました。やはり、こうやって日本の中で二十年近く前に、いわゆるリハビリの、そしてかなりゆつたりとした、日本人が大好きな温泉というものを活用した施設があり、それが厚生年金病院の価値をも高めているということとは、これ以上大臣に聞いても繰り返しになりますのでお伺いいたしません。ぜひ御認識いただきたい。

そして、大臣がいうところの国民の声ということですが、実は国民というのはとても取りとめがなくて、でも、大臣がお聞きになつていない大事な相手があると私は思います。社会保障審議会の年金部会に、連合という労働者の労働団体の代表と企業側、両方出てこられていますが、厚生年金の保険料をお納めになっている、負担した方々の代表であります。なぜ、厚生年金の納めた代表者であるところの、企業も負担しておられた、社会保障審議会年金部会で、この独立行政法人のこういう機構でやるんだ、ここに保険料を使つていいかということをお聞きになりませんか。

私は、こんな売っ払いにも、あるいは、独法というへんてこりんなものをつくって不動産鑑定士ばかり入れ込むこの機構にも、実は本当は聞かなきゃいけないのは保険料を納めた方たちの代表である連合の皆さんや企業の皆さんだと思えますが、そこには一回も諮問されていないと聞きます。大臣、いかがですか。

○青柳政府参考人 手続的なお話でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、今回の私の年金・保険福祉施設の整理合理化につきましては、あくまでも、制度をいじめるという問題ではなくて、事業の運営という観点であるというふうな位置づけをしております。したがって、そういう観点からいたしますと、実は昨年の秋から動き出したわけでございますが、社会保険庁の事業運営評議会という組織を実はつくらせていただきました。ここではまさに、そういった社会保険庁の行っておりますさまざまな事業につきまして、その運営について御意見をいただく評議会という組織を動かさせていただいたわけでございます。

この中では、数回にわたりましてこの年金福祉施設の整理合理化の問題を私どもも問題提起として取り上げましたし、最終的に機構法案ができましたときには、この法案を告示して、御意見を賜るというやり方をさせていただきました。この中には、大変口幅つたい言い方でございますが、労働組合の代表の方や事業主の団体の方も入っておりますので、その御意見も踏まえた上で最終的な対応をさせていただいているということについて、御理解を賜りたいと存じます。

○阿部委員 参議院での参考人招致の中で、労働団体の代表である方が、自分たちの声が反映されていないという御指摘がございます。青柳さんがそうやって準備され聞かれたと言われることと当事者団体の間に、ずれがあるわけですか。間違いなく被保険者の団体でございます。

私は、その意味においても、この法案には瑕疵があると思います。きちんと国民の声を聞くとは、漠然と社会保険庁への批判を受けて、そして、トカゲのしっぽ切りのように、事なかれ主義に全部売っ払って、それこそ身ざいになってという、もしかして大臣の表現の中にはそこまであったのかな、そういうことではないんだと思います。

厚生労働行政と、そして本当の被保険者の声を聞く努力を、今の青柳局長の答弁でも私は納得できませんが、大臣にもう一度伺うのも、これも指摘だけにどめさせていただきます。私が願うところの主体的総括という点に移らせていただきますが、もう一点だけ大臣にはお願いいたします。

今、この独立行政法人に四十一人の職員をお雇いになるというお話ですが、そして、そのトップには民間事業者をお雇いになる。きょう新聞に出た、例えば銀行の管理運営の経験のある方をお雇いになるかもしれません。しかし、私は、この四十一人の中に必要なメンバーがあるとしたら、それはやはり医療行政や福祉行政にきちんとした見識をお持ちの方、そして、そういうことからして他の施設とは違うわけです、他の不動産とは違うわけです。ここが私は、今、例えば経済財政諮問会議も、あんないいかげんな会議はないと思うのは、医療関係者が全くいないところで、とらぬタヌキの皮算用的に、医療から幾らもうかるかという話ばかりをしております。

大臣は、経済財政諮問会議に対しても一定の批判をお持ちだと思います。それはなぜかということ、厚生労働行政を預かれば、金算段だけではないか。命がかかって、そして、そこで一番大事なものが見えてくるからであります。残念ながら、今度の独立行政法人の設置の中にはその例えば医療行政の視野、福祉行政の視野は見えませんが、そのことについて大臣はどうお考えですか。

○尾辻国務大臣 独立行政法人をつくるということとでお願いいたしましたこの御議論の中で、いろいろまた御指摘もいただきました。

その中で、なぜ独立行政法人をつくらなければならぬのかと私どもが考えました根拠の一つとして、売却するものの中に、こうした病院もあるし、また老人ホームもあります。そういうものの売却に当たっては、ただ単に売ればいいというものではない、独特の、そういう施設の持つていままさに機能があつたり事情があつたりする、そうしたものも考慮して売却しなきゃいけないわけ

ありますから、そこで、売却に当たつてもそういう公的な面を持つということから、ぜひ独立行政法人にさせていただきという御説明を申し上げたものでございます。

したがって、お認めいただければ、新しくつくりますこの独立行政法人の中では、そうした視点は十分取り入れながらやらせていただきたいというふうな存じます。

○阿部委員 今大臣がおっしゃった点は、参議院での先議の中でも具体的には浮かんできません。口を開けば青柳さんが不動産のお話。私たちは、そういうことでこの国民の大事な財産が扱われるのを本当に看過できません。それから、厚生労働行政がどこかに吹っ飛んでしまうことも賛成できません。

最後に大臣に、きょう、大きな私の資料がございます、お目を通していただきたいですが、「健康管理センター設置前後の健診受診件数及び受診率」という表でございます。これは、全国十五カ所でございます、政府管掌保険の中からつくられた健康管理センターの業務の推移でございます。昭和六十二年にこの健康管理センターがつくられてから、主に政府管掌保険の被保険者で四十歳以上の方を対象に、受診率を経年の追つたものでございます。

私は、すべての厚生労働行政をきっちりみずから総括していただきたい。この六十二年から今日までにわたる受診状況と、それから、今後政管健保があるいは社会保険庁から分離されて独立した形で都道府県にゆだねられるかもしれない。そのときに、やはり健康管理センターの役割は都道府県にとっても大きくなっていく。それを今この中途半端な段階で売っ払う、一般競争入札にするという点も納得できません。社会保険庁については、平成二十年の秋に、医療保険をめぐり、政管健保をめぐり新たな制度ができればいいように、有識者会議、五月三十一日、答申がされております。

まず、この件に關しての主体的な総括。健診業

務をこれから例えば国が都道府県にお願いする場合に、今、売っ払って、果たしてどうなるものか。そして、なぜ社会保険庁の今後のあり方の形が決まるまで待てないのか。この三つについて、恐縮ですが、大臣、まとめてお願いします。

○尾辻国務大臣 まず、社会保険健康管理センターが果たしてきた役割についてでございますけれども、政府管掌健康保険の被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的としたものでございまして、そうした中で、被保険者等の疾病の予防活動でありますとか、早期発見等の二次予防のために各種検査を実施することなどをいたしております。また、被保険者等の健康の保持増進に役割を果たしてきたというふうな考えております。そうした意味で、役割を果たしてきてもらったというふうな考えておるわけでございます。

ただ、そうした生活習慣病予防健診については、最近では民間医療機関を中心とした健診実施機関数が拡大しておりますし、また、健診単価の引き下げによる受診者数の数もふえておりますので、そうした意味で、充実がさらに進んできたというふうな思っております。したがって、今の社会保険健康管理センターを売却しても、そうした流れは既にでき上がつておるといふふうに考えておるところでございます。

また、なぜ待てないのかという最後の御質問でございますけれども、これは、今回こういう法案を出させていただく、それは、このタイミングであるというふうな判断いたしましたから、全体を通しての法案として出させていただいたということでございます。

○阿部委員 中小企業の置かれた実態、そこで働く労働者の健康状態、そして今後それを受けていかねばならないであろう地方自治体の大事なツールを奪うこの売り払い法案は、二重の犯罪だと思えます。

以上申し添えて、私の質問とさせていただきます。

○鴨下委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたします。

たしました。

○鴨下委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党を代表して、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する反対討論を行います。

反対する理由の第一は、この間の社会保険庁をめぐる一連の諸問題、すなわち年金財源の流用や採算無視の巨大施設への資金投入、監修料など特定事業者との癒着、官僚の天下りなどについて、責任の所在と十分な解決策を示さないまま、身ざれいになると称して年金や健康保険の三百二十八施設の廃止、売却を強行しようとする事です。これでは、解明されるべき肝心の問題を施設の売却にすりかえるだけで、国の責任逃れであると言わざるを得ません。

第二に、対象となる施設は、それぞれ固有の価値を持ち、公的必要性の高い施設があるにもかかわらず、一律廃止、売却を強行することです。戦後、半世紀をかけて培ってきた貴重な医療、福祉資源の売却は、地域医療と生活に不安と混乱をもたらすものです。

しかも、対象となる三百二十八施設の二〇〇三年度収支は七七%が赤字で、これまでの累積赤字は約五百五十億円であり、この点からも廃止、売却の理由は成り立ちません。一方、本法案で設立しようとする独立行政法人の経費は五年間で三百億円かかります。赤字である施設を売却するのに三百億円も使う、これこそ年金問題で批判を浴びたむだ遣いそのものであります。

第三に、廃止、売却に反対する多くの世論に反することです。東京厚生年金病院でも、存続・発展を願う会が地域ぐるみで存続を訴えています。湯布院、湯河原、玉造では、厚生年金病院と保養所の存続、拡充を求める連絡会が結成され、地元自治体、議会、商工・観光界、農協なども参加し、町人口を数倍も超える署名を集めています。

存続を願う住民世論に背を向けたやり方は、国民の健康と福祉を増進させるべき厚生労働行政がとるべき態度ではありません。

以上の諸点を指摘し、反対の討論といたします。(拍手)

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に反対する立場から討論を行います。

社会民主党は、昨年、年金改正法案審議の際、年金積立金などの運用をめぐり議論の中で、年金保険料の用途を厳格化するよう強く主張いたしました。しかし、そのことと、現在地域で重要な役割を果たしている厚生年金病院、各種の福祉施設等の運営から国が一切手を引き、それらを売却、廃止するということは、全く次元の異なる問題であります。まず、このことを確認し、以下、反対の理由を申し述べます。

第一の理由は、これまで年金資金を投入して年金福祉施設等を運営してきた国の主体的責任が一切明らかにされないまま、売却、廃止を強行しようとしていることです。多数の天下りを含む公益法人の運営のあり方、年金財政に与えた損失の点検、施設がこれまで果たしてきた役割の検証、こうしたことを一切行わず、五年以内に年金福祉施設の売却、廃止をするというのは、国民には納得がいきません。

第二の理由は、この売却、廃止のために新たに三百億円をかけて独立行政法人をつくり、国民の保険料をさらに毀損する愚策をとることです。

第三の理由は、売却は単に市場原理に基づく一般競争入札がとられるため、国民の貴重な年金保険料で設置された各施設の先行きが全く見え、利用者や地域住民に多大な不安を与えていることです。それぞれの施設が、国民、地域住民、利用者、入居者にどのような役割を果たしているのか、その役割を今後も継続するためにはどのような方法があるのか、地元自治体の意向はどうなのか、まずこれらの検討がなされるべきです。ま

た、地方議会や地元団体からの存続を求める意見が多数出されていますが、これらは全く無視されたまます。

第四の理由は、法案が、二十一世紀の健康政策にこれまでの厚生行政をどうつなげていけるのかという視点が全く欠けていることです。特に厚生年金病院は、地域医療の支え手として、また保養ホームと連携しリハビリテーション専門病院として、全国各地からも患者を受け入れている実績があります。また、政府管掌保険の運営とも深く関連した健診の位置づけも放棄されています。

第五の理由は、雇用への配慮が全くなされていないことです。長年経験を積み、地域の医療、福祉に従事してきた労働者は、貴重な人的財産でもあります。雇用を守る方策がとられるべきです。最後に、本法案は、産湯とともに赤子を流すものであり、政府みずから厚生行政を否定するものであることを申し添え、反対討論といたします。(拍手)

○鴨下委員長 以上で討論は終局いたしました。

○鴨下委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鴨下委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。古屋範子君。

○古屋(範)委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたします。本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、厚生年金病院の整理合理化計画については、地域の医療体制を損なうことのないように、十分な検証をした上で策定すること。

二 政府は、終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、老人ホームを譲渡又は廃止するに当たっては、入居者の新たな生活の場を確保するよう十分配慮すること。

三 機構は、各種施設の売却に当たっては、地元自治体とも事前に相談すること。

四 施設譲渡又は廃止に当たっては、施設に従事する者の雇用に十分配慮すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鴨下委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、尾辻厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。尾辻厚生労働大臣。

○尾辻国務大臣 ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。(拍手)

○鴨下委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十六分散会